

豊島区

令和8年度当初予算案プレス発表

予算案の主な事業一覧

## 目次

### 安全・安心

避難所等備蓄物資の拡充	1
要配慮者の方が使いやすい簡易トイレの配備	2
防災リーダー等の養成	3
マンションの防災対策	4
外国人向け防災啓発	5
区施設のA E Dの屋外化	6
個人宅への防犯対策用品の購入・設置推進	7
大塚駅周辺における公衆喫煙所の設置	8
民間事業者等による公衆喫煙所設置等への助成	9

### 子ども・子育て支援

保健所跡地活用事業	10
妊産婦・子育て世帯等の居場所事業【区民提案】	11
子どもの体験活動	12
夏休みの居場所事業	13
誰もが参加できるインクルーシブ文化事業の創出	14
小学校芸術鑑賞教室の充実	15
R S ウィルスワクチン定期予防接種	16
産後ケア事業の拡充	17
スムーズな就学につなげるための5歳児健診	18

### 教育

就学援助における認定基準及び支給金額の引き上げと支給費目の新設	19
小学校への校内教育支援センターの開設	20
学習情報センターの整備	21

## 福祉

居住サポート住宅の供給促進	22
入浴特化型デイサービスの拡充	23
リフト付き福祉タクシーの運行	24
キッチンカーによる「まちかどカフェ」のオープン【区民提案】	25
ケアする人が、ケアされる時間【区民提案】	26
心身障害者等福祉タクシー事業の拡充	27
移動支援事業（ガイドヘルパー）の拡充	28
重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業の拡充	29
重度心身障害者（児）日常生活用具給付事業の拡充	30
医療的ケア児等介護等支援助成	31

## 健康

わたしメンテラボ運営事業	32
--------------	----

## 産業振興

ビジネスサポートセンターの強化	33
中小企業支援補助金の拡充	34
起業支援の強化	35
若年起業家賃料支援	36
インスタグラム広告による区の魅力・活力のPR推進	37
デザインマンホール蓋の設置	38
京都府自治体とのマンガ・アニメ全国連携事業	39

## 共創の推進

企業等による事業提案制度補助金	40
-----------------	----

## 多文化共生

日本語指導教室の充実	41
多文化キッズサロンの開設・運営と 多文化キッズコーディネーターの配置	42
初期日本語教室への補助	43
外国人向け生活ルール等の動画の作成	44

## まちづくり

池袋駅西口地区市街地再開発事業	45
池袋駅東西自由通路等まちづくり推進事業	46
池袋駅東口駅前再編推進事業	47
公園等の再構築	48
高松三丁目公園の整備	49

## 公共施設等

千川中学校複合施設の整備	50
朋有小学校・西巣鴨中学校校舎一体型小中連携校と 総合体育場の整備	51
駒込地区仮校舎の整備及び駒込中学校の改築	52
重度障害者グループホーム等複合施設の整備	53
児童養護施設の誘致	54
千早図書館の改築	55
区立舞台芸術交流センターの劇場舞台装置等の更新	56

## 行財政運営

フリーアドレスに対応した庁舎オフィス改革	57
A I アプリを活用した業務変革	58
窓口等でのA I 活用	59
電話自動録音機能の導入	60

## おわりに

としま賃上げ促進支援金の支給	61
人材確保支援金・訪問介護支援金の支給（介護サービス事業所）	62
人材確保支援金の支給（障害福祉サービス事業所）	63

<b>事業名</b>	避難所等備蓄物資の拡充
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や都の基準を踏まえ、救援センター（避難所）に必要な物資の充実を図るとともに、福祉救援センターについても、避難者の特性に応じた物資の充実を図る</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・令和4年5月の首都直下地震における被害想定の見直しを受け、令和5年5月に「東京都地域防災計画」が修正された。国や都の基準を踏まえ、本区においても発災初期に必要となる食料、飲料水、生活必需品、感染症対策用品、防災資機材等の品目や必要数を精査し、令和5年12月に「豊島区備蓄物資計画」を策定したが、現状、同計画に定められた必要最低限の備蓄物資が確保されていない。
- ・災害時に適切な避難所運営ができるよう、備蓄物資の購入や入替、毛布のリパック等を実施することで、計画に定めた必要物資を早急かつ適切に配備し、備蓄体制の強化を図る。また、救援センターでの避難生活が困難な方がそれぞれの特性に合わせて移送され避難生活を送る「福祉救援センター」の物資についても同様に強化を図る。

### 2. 目的

- ・震災時、区民の生命・身体を保護するための地域防災拠点として重要な役割を果たす救援センターや福祉救援センター等の備蓄物資を整備し、災害即応体制を確立する。

### 3. 内容

#### 【救援センター】

- ・「豊島区備蓄物資計画」で定めた災害時に必要不可欠な物資について購入・配備。
- 物資の選定については、毛布のリパックやよりコンパクトな物資の導入による省スペース化を図り、プライバシーの確保を重視した災害用テントや健康被害抑制のためのエアーベッド等を購入し、避難所環境の整備を図る。

#### 【福祉救援センター】

- ・原則、救援センターの物資を流用するが、救援センターから流用できない物資（避難者の特性上、新たに必要となる物資や運営上必要な資機材）について、購入・配備。

### 4. 今後のスケジュール

#### 【救援センター】

- ・令和7～10年度の4か年計画で物資を購入（補助金を活用して購入する物資を除く）する。
- その後は使用期限に応じて見直しを行う。

#### 【福祉救援センター】

- ・施設の状況に応じて1年（令和7年度）又は4か年計画（令和7～10年度）で購入する。
- その後は使用期限に応じて見直しを行う。

<b>事 業 費</b>	2 億 7,003 万 1 千円	うち新拡分事業費	2 億 4,167 万 7 千円
--------------	------------------	----------	------------------

<b>事業名</b>	要配慮者の方が使いやすい簡易トイレの配備
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救援センター(避難所)に避難した方のうち、足が不自由等の身体的な理由から、避難所にあるマンホールトイレまでの移動が困難な方向けの簡易トイレを購入して、避難所生活の質を向上させる</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- 過去の震災では、水洗トイレが長期間使用できず、衛生環境が悪化し、感染症の拡大や健康被害、更には災害関連死にもつながっている。
- トイレに関する問題は繰り返し発生しており、被災者の命と健康、活力を守る上で、深刻な課題である。とりわけ、多数の被災者が予想される首都直下地震では、トイレ対策は喫緊の課題である。
- 特に、足が不自由等の身体的な理由から、避難所にあるマンホールトイレまでの移動が困難な方向けの対応が求められている。
- 令和7年3月に「東京都トイレ防災マスタートップラン」が策定され、豊島区においても「(仮称)豊島区災害時トイレ確保・管理計画」を策定する予定である。(令和8年2月中旬パブリックコメント実施予定)

### 2. 目的

- 災害時に利用できるトイレの不足分を補い、避難所生活の質を向上させる。

### 3. 内容

- 避難所に避難した方のうち、足が不自由等の身体的な理由から避難所にあるマンホールトイレまでの移動が困難な方向けて、発災から3日間のトイレ需要に対応するため、自動密封式の簡易トイレを購入。
- 2か年かけて全救援センター35か所に2基ずつ配備する。

### 4. 今後のスケジュール

- 令和8年度 全救援センター(35か所)に1台配備
- 令和9年度 全救援センター(35か所)にさらに1台配備(全避難所に2台配備完了)

<b>事 業 費</b>	1,713万3千円	うち新拡分事業費	1,713万3千円
--------------	-----------	----------	-----------

<b>事業名</b>	防災リーダー等の養成
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に円滑な救援センター（避難所）の開設・運営の指揮が執れるように、救援センター開設運営支援者（防災士、女性防災リーダーなど）を対象とした研修を実施する</li> <li>・救援センター開設運営支援者が救援センター参集時に着用するヘルメット、被服を購入する</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・発災直後の救援センターの開設・運営は、地域防災組織（町会）、区職員等が行うが、町会の高齢化などに伴い、人員の不足やリーダー的存在が不足している現状である。そのため、救援センター開設運営支援者が、災害時の円滑な救援センターの開設・運営の指揮が執れるように平時から研修等を実施し、養成する必要がある。
- ・救援センター開設運営支援者が救援センター参集時に、施設の安全を確認する際に必要なヘルメットやビブス等の被服の用意が無いため、貸与する必要がある。

### 2. 目的

- ・救援センター開設・運営を主体的に担える人材（地域防災リーダー）の養成。
- ・良好な避難生活環境の確保を図ることによる、「災害関連死・ゼロ」の実現。
- ・持続的な地域防災力の向上。

### 3. 内容

- ・令和7年度にモデル事業として実施した、内閣府主催の災害時の避難生活の環境改善のための知識・ノウハウを身につけるための実践的な研修「避難所リーダー／サポーター研修」と同内容の研修を実施。多様な被災者の心情や状況の理解、避難所内でのコミュニケーションなど実践的かつ具体的な内容で講義、グループワークを展開する。
- ・救援センター参集時に施設の安全確認の際に使用するヘルメットおよび一般避難者と区別するためのビブス等の被服を購入し、救援センター開設運営支援者に貸与する。また平常時においても、防災イベントなどで救援センター開設運営支援者にビブスを着用し、従事してもらうことにより、地域防災リーダーの周知につなげ、持続的な地域防災力の向上を図る。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年5月頃 ヘルメット・被服の購入
- ・令和8年7月頃 避難所リーダー／サポーター研修 実施

<b>事業費</b>	382万円	うち新拡分事業費	382万円
------------	-------	----------	-------

<b>事業名</b>	マンションの防災対策
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分譲マンションに対し防災アドバイザーを派遣し、区からのプッシュ型アプローチを実施する</li> <li>・「防災活動」をきっかけに、住民同士が顔を合わせる機会を増やし、マンションコミュニティの活性化を図る。</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・災害時には停電・断水・火災の発生や、各戸やマンション内生活物資の不足などの問題が発生する可能性があり、ハード・ソフト対策による備えに加え、マンション住民同士の共助、地域との連携による避難活動が不可欠である。
- ・区ではマンション防災ガイドブックの作成、マンション管理セミナー(年2回)で防災に関する講座等を実施しているが、実際に備えるにあたっての具体的な手順が分からぬ等の要因により、浸透していない。
- ・東京都では、「東京とどまるマンション認定制度」により、非常用電源設置などのハード対策、防災マニュアル整備などのソフト対策で災害時でも自宅での生活を継続しやすいよう一定の対策を行うマンションを認定し、防災備蓄資機材や非常用設備設置に対して助成する支援を行っているが、区内マンションの認定件数は限定的である(都内認定数902件、うち豊島区内27件)。

### 2. 目的

- ・マンション防災対策について、更なる普及啓発を行うことで「東京とどまるマンション」の認定へ繋げ、マンション防災を推進する。
- ・住民共通の関心事である「防災活動」をきっかけに、住民同士が顔を合わせる機会を増やすことで、マンションコミュニティの活性化を図り、町会等地域との連携強化による防災力の向上につなげる。

### 3. 内容

- ・分譲マンションの管理組合を対象に防災アドバイザーとしてマンション管理士を派遣し、現場確認・実情に応じたアドバイスを行うなど、区からのプッシュ型アプローチによる重点啓発を行う。
- ・防災危機管理課と連携し、マンション防災力の向上を目的としたマンション防災に関するリーフレットを作成し、配付する。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年2月～3月 防災アドバイザーの派遣について東京都マンション管理士会との協議
- 4月以降 防災アドバイザーの派遣、リーフレットの作成

<b>事業費</b>	114万円	うち新拡分事業費	114万円
------------	-------	----------	-------

事業名	外国人向け防災啓発
セールスポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人住民が日本人と同じように避難行動が取れるようにするために、外国人住民向けに防災啓発事業を実施する</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・能登半島地震をはじめとする過去の震災でも、ハザードマップの存在を知らない、そもそも災害に遭った経験がない外国人住民の方がいた。
- ・発災時に日本人と同じように避難行動が取れるよう、平常時からの防災啓発が求められている。
- ・本区は区人口の1割以上を外国人住民が占める自治体であるため、過去の震災以上の混乱が発生することが想定されることから、本区における外国人住民向けの対策は喫緊の課題である。

### 2. 目的

- ・外国人住民が日本人と同じように避難行動が取れるようにするため。

### 3. 内容

- ・地震に関する基礎知識、平常時のうちに準備すること、避難所で受けられる支援等を学べる、外国人住人向けの防災啓発事業を実施する。
- ・外国人住民が集まる場所(日本語教室、専修学校・各種学校、子ども食堂、外国人支援団体等)を訪れ、区職員による防災講座を実施する。
- ・1年間で6か国語(英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語)を対象に実施する。
- ・上記講座で使用する地震や水害などの対応方法やその備えなどを記載した資料を多言語化する。
- ・対象言語は本区における外国人住民の出身国と使用言語を考慮して、6か国語(英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語)とする。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年4～6月 啓発事業準備、訪問先調査
- ・7月～令和9年3月 啓発事業実施

事業費	91万1千円	うち新拡分事業費	91万1千円
-----	--------	----------	--------

<b>事業名</b>	区施設の AED の屋外化
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区施設(一部)のAEDを屋外に設置することにより、常時 AED を使用可能な状態とする</li> <li>・対象の区施設は、24時間365日 AED を使用可能なコンビニエンスストアの少ないエリアにある施設とし、区内どこでも迅速に AED を使用できる環境を目指す</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・区が AED を設置している施設は302施設。(区施設176、民間保育園42、ファミリーマート84)
- ・区が把握している24時間365日使用可能な AED は、ファミリーマート設置の84台と警察・消防施設の38台のみで、区施設のAEDは、館内に設置していることから、夜間等の施設閉館時には使用できない。  
(平成30年、株式会社ファミリーマートと豊島区との間で、「AED 設置推進事業に関する協定」を締結。)
- ・夜間等に急病人が発生した場合、区施設が近隣にあっても、閉館していることから AED を使用することができない。

### 2. 目的

- ・各地域に24時間365日使用可能な AED を設置することにより、迅速な救命措置が可能となる環境を整備する。

### 3. 内容

- ・24時間365日使用可能な AED が設置されている施設(消防署、警察署、ファミリーマート)が少ないエリアにある区立小学校、図書館等の区施設の屋外にAEDを設置する。
- ・対象の施設を17施設とし、屋外用AED収納ボックスを購入し、施設の入口付近等、誰もがアクセス可能な場所に設置する。(壁面または床面に固定)
- ・10施設のAEDを屋内から屋外に移設するとともに、屋内での使用可能性が高いと想定される7施設には新たにAEDを追加でリースし、屋外に設置する。  
【設置予定施設】 区民ひろば、区民集会室、図書館、保育園等の10施設の AED を屋外に移設  
区立小学校7校の屋外に新規設置

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年4月～ 屋外設置候補施設の設置可否調査 → 設置施設決定  
7月頃 屋外用 AED 収納ボックス契約後、各施設において設置方法等を確認  
9月頃 屋外用収納ボックス設置、AED リース契約(7台)

<b>事 業 費</b>	916万 2 千円	うち新拡分事業費	396 万 8 千円
--------------	-----------	----------	------------

<b>事業名</b>	個人宅への防犯対策用品の購入・設置推進
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人宅向けに防犯機器12品目の購入・設置費用の一部を補助する</li> <li>・防犯機器の設置によって防犯力の向上、防犯意識の向上を促す</li> </ul>

<b>事業の内容</b>	
<b>1. 事業実施に至った経緯、背景など</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「闇バイト」による強盗事件が社会問題となり、体感治安の悪化、犯罪への不安が高まっていることから、令和7、8年度の2か年で東京都が侵入盗被害の防止を目的として個人宅向けの「防犯機器等の緊急補助事業」を実施。</li> <li>・それに伴い区においても令和7年8月より独自で1万円の補助を上乗せして補助事業を実施し、令和7年12月末時点で、840世帯から申請を受け付けている。</li> </ul>
<b>2. 目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今、東京都内にて「闇バイト」による強盗事件が発生し、体感治安が悪化しているため、侵入盗被害防止に有用とされる防犯機器等の購入・設置費用に対して補助を行い、防犯力の向上、防犯意識の向上を促す。</li> </ul>
<b>3. 内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度に引き続き、令和8年度も個人宅に対する防犯対策用品の購入・設置費用に対して、補助金を交付する。</li> </ul> <p><b>【申請期間】</b> 令和8年5月15日から令和9年1月31日予定    ※令和8年4月1日以降に購入・設置したものも申請可能。</p> <p><b>【申請方法】</b> 郵送、電子申請、窓口受付</p> <p><b>【補助対象者】</b> 豊島区に住民登録がある方(条件:申請は1世帯1回、豊島区内の住宅に設置)</p> <p><b>【対象防犯対策用品】</b> 12品目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①防犯カメラ、②カメラ付きインターホン、③防犯フィルム、④ガラス破壊センサー、⑤センサー付きアラーム</li> <li>⑥センサー付きライト、⑦防犯ガラス、⑧面格子、⑨防犯性の高い玄関錠、⑩玄関補助錠、⑪窓補助錠 ⑫防犯砂利</li> </ul> <p><b>【補助割合】</b> 2分の1</p> <p><b>【補助上限】</b> 最大2万円(都補助1万円+区補助1万円 ※区独自に上乗せ)</p>
<b>4. 今後のスケジュール</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年5月15日 申請受付開始</li> </ul>

<b>事 業 費</b>	1,214 万 4 千円	うち新拡分事業費	1,214 万4千円
--------------	--------------	----------	------------

<b>事業名</b>	大塚駅周辺における公衆喫煙所の設置
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆喫煙所の設置により、路上喫煙やポイ捨てを抑制するとともに、喫煙ルールを徹底し、屋外環境における受動喫煙軽減を図る</li> <li>・喫煙所が極端に少なく、苦情が多く寄せられている大塚駅周辺に新たに喫煙所を設置する</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・令和2年4月に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が施行し、屋内での喫煙が制限されたことにより、道路、公園など屋外の公共の場所や、駐車場などの私有地での喫煙が増加している。
- ・路上喫煙・ポイ捨てや受動喫煙の防止を目的に、区民や事業者と連携した各種啓発事業を実施してきたが、新宿駅や渋谷駅に比べ、喫煙所の数が少ないため、たばこに関する苦情が毎年300件以上寄せられている。
- ・区営の公衆喫煙所は池袋駅周辺を中心に3か所整備しており、令和7年度には西口に新たに喫煙所を整備したが、大塚駅周辺においては喫煙所が極端に少なく、苦情が多く寄せられているため、公衆喫煙所の整備が求められている。

### 2. 目的

- ・公衆喫煙所の設置により、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる路上分煙を推進し、歩きたばこによる火傷の危険や、吸い殻のポイ捨て、受動喫煙による健康被害を防止する。

### 3. 内容

- ・民間事業者からの寄付により、大塚駅周辺に公衆喫煙所を設置する。区は整備費用の一部を負担する。
- ・公衆喫煙所を設置し、維持管理を区が行うことで路上喫煙やポイ捨てを抑制するとともに、喫煙ルールを徹底し、屋外環境における受動喫煙軽減を図る。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年7月～ 大塚駅周辺へ喫煙所を新設し、区が維持管理を実施

<b>事 業 費</b>	712万1千円	うち新拡分事業費	712万1千円
--------------	---------	----------	---------

<b>事業名</b>	民間事業者等による公衆喫煙所設置等への助成
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆喫煙所の設置及び維持管理に要する費用を助成し、路上喫煙・受動喫煙の防止を推進</li> </ul>

<b>事業の内容</b>																
<b>1. 事業実施に至った経緯、背景など</b>																
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区では、路上喫煙・ポイ捨てや受動喫煙の防止を目的に、喫煙所管理や各種啓発事業を実施してきたが、毎年300件以上の苦情が寄せられている。</li> <li>・公衆喫煙所の設置については、区営の喫煙所設置のための用地確保が困難であることから、民間事業者に協力してもらい、民間施設内に喫煙所設置を進めることとした。</li> <li>・民間事業者等による公衆喫煙所設置等助成事業は令和4年度から実施している。</li> <li>・これまでの設置実績は4件(令和4年度から令和7年度まで各1件を助成)。</li> </ul> <p>WACCA 池袋(THE TOBACCO IKEBUKURO)、ファミリーマート立教通り店、池袋パルコ(THE TOBACCO IKEBUKURO SECOND)、サンカクスクエアに設置されている。</p>																
<b>2. 目的</b>																
<ul style="list-style-type: none"> <li>・路上喫煙・受動喫煙を防止し、さわやかで魅力あるまちづくりを推進する。</li> <li>・民間施設等を活用して、まちの美化・健康増進を図る。</li> </ul>																
<b>3. 内容</b>																
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者に対して、一般に利用可能な喫煙所の設置・維持管理に係る費用の助成を行う。</li> </ul>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>助成対象経費</th> <th>助成率</th> <th>助成限度額</th> <th>回数/期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置経費 工事費、設備費、備品購入費等</td> <td>10/10</td> <td>800万円</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>維持管理経費 光熱費、清掃費、備品保守費等</td> <td>10/10</td> <td>年間 60万円</td> <td>5年間</td> </tr> </tbody> </table>					助成対象経費	助成率	助成限度額	回数/期間	設置経費 工事費、設備費、備品購入費等	10/10	800万円	1回	維持管理経費 光熱費、清掃費、備品保守費等	10/10	年間 60万円	5年間
助成対象経費	助成率	助成限度額	回数/期間													
設置経費 工事費、設備費、備品購入費等	10/10	800万円	1回													
維持管理経費 光熱費、清掃費、備品保守費等	10/10	年間 60万円	5年間													
<p>* いずれも消費税相当額も対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の喫煙所を改修して、公衆喫煙所とする場合も費用の助成を行う。</li> </ul>																
<b>4. 今後のスケジュール</b>																
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年4月～12月 助成申請の受付</li> <li>・～令和9年2月 喫煙所の完成・検査(設置完了次第供用開始)</li> <li>・ 3月 助成金の支出</li> </ul>																

<b>事 業 費</b>	1, 040万円	<b>うち新拡分事業費</b>	800万円
--------------	----------	-----------------	-------

<b>事業名</b>	保健所跡地活用事業
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年5月の池袋保健所の移転に伴い、跡地を有効活用する</li> <li>・令和10年3月までの期間中、地域に開かれた交流・体験・学びの拠点として、特に「子どもや若者が安心して過ごせる居場所づくり」に暫定活用する</li> <li>・アーバンスポーツ、YA 図書館サテライト、ケアリーバー等の相互交流、出張アシスとしま（子ども若者総合相談事業）、妊産婦・子育て世帯等の居場所事業（区民提案）を実施する</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・池袋保健所は、現在 UR 都市機構が所有するまちづくり予定地を仮庁舎として運営しているが、新たな保健所が完成し、令和8年5月7日に南池袋二丁目 C 地区へ移転する。
- ・仮庁舎跡地の土地を UR 都市機構へ返還するまでの間の活用方法を検討。地域課題である「子ども・若者の安心できる居場所」をつくることを目的に、施設を有効活用する方向で調整を進めている。
- ・アーバンスポーツについては、子どもなどの若い世代から安全に活動できる場所の要望が多くあり、実施環境の整備が求められている。

### 2. 目的

- ・地域に開かれた交流の拠点として、スポーツ・学習・相談支援などの多角的な事業を展開し、子どもや若者が安心して過ごせる居場所を創出する。

### 3. 内容

- ・仮庁舎跡地の土地を地域に開かれた交流・体験・学びの拠点として暫定活用する。

#### ①アーバンスポーツ

スケートボード、パルクール、ストリートダンスなどのアーバンスポーツやeスポーツを通じた交流の場

#### ②YA(ヤングアダルト)図書館サテライト

本の閲覧や会話を交えながら宿題や読書ができる自習スペース

#### ③ケアリーバー等の相互交流(児童養護施設退所者等支援事業)

児童養護施設や里親から巣立ったケアリーバーなど、親を頼りづらい若者が気軽に交流できる居場所

#### ④出張アシスとしま(子ども若者総合相談事業)

アシスとしまによるアウトリーチや、NPO など地域で若者支援に取り組む団体との連携拠点

#### ⑤妊産婦・子育て世帯等の居場所事業(区民提案)

国籍や文化に関わらず、妊婦や子育て世帯の居場所として、相談支援や多文化交流事業を実施

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年5月7日 池袋保健所移転
- ・令和8年夏頃 暫定活用開始(予定)
- ・令和10年3月末 暫定活用終了(予定)

<b>事 業 費</b>	3,951 万円	<b>うち新拡分事業費</b>	3,951 万円
--------------	----------	-----------------	----------

<b>事業名</b>	妊娠婦・子育て世帯等の居場所事業	 区民 提案
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国籍や文化、ジェンダーに関係なく、妊娠婦や子育て世帯が、安心して子育てを楽しむことができる居場所を提供する</li> <li>・妊娠中から乳幼児を子育て中の家庭が、母国語での交流、相談、支え合いができる場を創出する</li> </ul>	

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・令和8年1月1日付の本区における外国人人口は、38,584人で人口全体の13%に上る。
- ・日本語や日本の制度に不慣れな、日本語を母語としない児童や保護者は、必要な情報にアクセスすることが困難で、孤立しがちである。
- ・多文化共生が進む一方で、接し方が分からぬという声も多く、多様性を尊重した対話の機会や学びの場が不足している。
- ・豊島区では、区で実現してほしい事業の提案を、区民の皆さまから募集する「区民による事業提案制度」を実施しており、令和7年度区民提案事業で採択された、「多様性への理解と意識変容に向けた子育て世帯の居場所づくり」「食やアートを通じた多文化共生イベントの実施」を本事業で実施する。

### 2. 目的

- ・ジェンダーや多文化への理解を深め、広い視野で子どもを育てる力を育める環境を整備し、様々な文化への理解を促進するため。

### 3. 内容

- ・妊娠中から乳幼児を子育て中の家庭を対象に、池袋保健所仮庁舎跡地(東池袋4-42-16)を活用して以下の事業を実施する。
- ・外国人を含めた子育て家庭の居場所・相談・ピアサポート(仲間同士の支え合い)を一体的に行う「妊娠婦・子育て世帯等の居場所」を設置する。
- ・無意識な偏見や他者との違いを理解するための講座や、食や文化を通じた多文化交流イベントを開催する。
- ・事業実施にあたっては、多文化に精通し、区内で多言語による妊娠中からの相談、支援の実績がある、民間団体等に委託する。

### 4. 今後のスケジュール

- |            |                      |
|------------|----------------------|
| ・令和8年4月    | 委託契約                 |
| ・令和8年5月～6月 | 妊娠婦・子育て世帯等の居場所事業開設準備 |
| ・令和8年 7月頃  | 事業開始予定               |

<b>事 業 費</b>	500万円	うち新拡分事業費	500万円
--------------	-------	----------	-------

事業名	子どもの体験活動
セールスポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アート、ダンス、音楽をプロと一緒に楽しめるイベントを実施する</li> <li>・メタバース空間での創作やゲーム作りを通じて、子どもが自らの意見を反映させた空間を創造する</li> <li>・作成したゲームはその後も遊べる他、アートのワークショップ作品はまちなかに展示を予定</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・区が主体となって、子どもの自己肯定感を向上させることによる大人、まち、社会とつながり、寛容な社会を構築していく事業を模索していたところ、東京都より「子どもの未来区市町村支援事業(『体験活動』推進枠)補助金」の創設について通達を受けた。
- ・学校や家庭で行うことが困難な体験活動の場の提供を推進していくことを検討することとした。
- ・地域区民ひろば課で昨年の夏休みに実施した、夏休み居場所事業(アートやデジタルの体験など)をきっかけに、様々な体験活動を実施する中で、試験的に複数プログラムを実施することを検討。

### 2. 目的

- ・オンライン空間を活用し、子どもたちが主体的に関わりながら、安心して交流・表現できる新しい「居場所」を創出するとともに、よりリアルなアート・音楽・ダンスの共同創作を通じて、創造性、自己表現力、他者とのコミュニケーション力を育む。

### 3. 内容

- ・夏休み期間、11月下旬に、アート、ダンス、音楽のワークショップ(プロと一緒に制作、演奏など)を同会場で実施する複合的なアートイベントを実施する。
- ・区内2か所の区民ひろばを使って、メタバース空間の創作、ゲーム作成を行い、本区独自のオンライン空間を創造するバーチャルとしまプロジェクトを実施する。
- ・子どもの反応、意見によって、随時事業内容を見直していく。

### 4. 今後のスケジュール

- |             |                          |
|-------------|--------------------------|
| ・～令和8年6月    | 令和8年度事業内容確定              |
| ・令和8年夏休み期間中 | アートイベント実施                |
| ・令和8年夏休み以降  | バーチャルとしまプロジェクト開催 2会場×4回  |
| ・令和8年11月下旬  | みんなの区民ひろばフェス内で、アートイベント実施 |

事 業 費	500万1千円	うち新拡分事業費	500万1千円
-------	---------	----------	---------

<b>事業名</b>	夏休みの居場所事業
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休み期間中、区民ひろばを活用して子どもが安心して過ごせる「身近な居場所」を創出する</li> <li>・中高生が気軽に利用できる自習室を複数の区民ひろばに展開する</li> <li>・無料・申し込み不要で、ダンスやけん玉など、複数のアーバンスポーツが体験可能</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・少子化が進む一方で、共働き世帯やひとり親世帯の増加により、長期休み期間中の子どもの居場所の確保は地域にとって重要な課題となっている。特に、夏休みは学校が長期間休校となるため、子どもたちが安心して過ごせる「身近な居場所」の必要性が高まっている。
- ・こうした状況を踏まえ、夏休みの居場所として、中高生を中心には誰もが気軽に利用できる自習室を複数の区民ひろばで開放するとともに、区民ひろばという小スペースでも実施可能なスポーツ体験を模索。
- ・区ではToshima Street Fesなど、アーバンスポーツに注力しており、区民ひろば内でもこれまでできなかったアーバンスポーツ体験会を実施することとした。

### 2. 目的

- ・夏休み期間中、区民ひろばを活用して子どもが安心して過ごせる「身近な居場所」を創出し、中高生が気軽に利用できる自習室の設置、アーバンスポーツ体験を通じて、運動機会の確保・新たな文化・スポーツの体験活動の機会提供・自己肯定感の向上・地域とのつながりを育むことを目的とする。

### 3. 内容

- ・夏休み期間中に区民ひろばで自習室の開放、特別企画としてアーバンスポーツ体験会を実施する。
- ・夏休みの猛暑対策として屋内で実施する。
- ・区内の地域差をなくし、できるだけ多くの子どもが身近な区民ひろばで参加できるよう、5か所で開催予定。
- ・ダンス、けん玉、スラックレールなど、会場の規模に合わせて複数種目を体験可能。
- ・料金無料・申し込み不要とする。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年7月上旬 日程公開
- ・夏休み期間中 実施(日程未定)

<b>事 業 費</b>	45万5千円	うち新拡分事業費	45万5千円
--------------	--------	----------	--------

事業名	誰もが参加できるインクルーシブ文化事業の創出
セールスポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉や教育、地域支援団体等と連携した包括的なアプローチにより、芸術・アートを通じた「子どもたちの体験格差」解消に取り組む</li> <li>・鑑賞型イベントだけではなく、参加型・創造型のワークショップを実施予定</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・令和7年度に策定した豊島区基本構想・基本計画において、障害者・子ども・外国人など、多様な背景を持つすべての人々が文化に親しむ機会を提供する方針を示している。
- ・子どもたちの「体験格差」が全国的な社会課題となっており、文化的な学びや表現活動の機会を得にくい家庭環境の子どもが増えている。

### 2. 目的

- ・こども大綱や子どもの貧困解消法の趣旨を踏まえ、経済事情や家族構成に関わらず、すべての家庭の子どもや親子が文化に親しむことができる機会を提供し、体験格差の解消を図る。

### 3. 内容

- ・令和8年度から2年間にわたり、すべての子どもスキップ22施設(令和8年度は11施設)で新たな文化体験事業を実施する。
- ・また、各地域ではアーティストや地域との交流ができる参加型・創造型のワークショップなどを通じて、子どもたちにとって「かけがえのない体験」を創出する。事業実施に際しては、民生・児童委員やこども食堂などを通じて、言葉の壁や障害、経済的な事情等を理由に、文化に接する機会の少ない家庭環境の子どもの参加を促すとともに、会場への引率を含めたサポートも行うことで、参加しやすい環境を整えていく。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年度上半期～ 関係部署、団体との調整
- ・令和8年度下半期～ 事業実施

事業費	1,000万円	うち新拡分事業費	1,000万円
-----	---------	----------	---------

<b>事業名</b>	小学校芸術鑑賞教室の充実
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学4年生を対象とした日帰りの体験学習を実施</li> <li>・「豊島区教育大綱」および「豊島区教育ビジョン2025」に掲げる「芸術・文化に関する体験機会」を創出</li> <li>・劇団四季のミュージカル観劇を通じて、優れた音楽、演技、舞台美術に触れ、創造力や表現力、豊かな感性を育成</li> <li>・一律に実施可能な鑑賞事業の創出により、どの学校にも均等に質の高い体験機会を提供</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・本区では、「豊島区教育大綱」および「豊島区教育ビジョン2025」に基づき、子どもたちが多様な体験を通して学びを深め、豊かな心や感性を育む教育の充実を進めている。「芸術・文化に関する体験機会の充実」を方針のひとつとし、全ての児童が質の高い体験的な学びに触れられる機会を確保することが求められている。
- ・現在、体験の機会や内容については各校の工夫に委ねられている部分もあり、学校間で差が生じることが懸念される。全ての児童に質の高い学びを保障する観点から、一律に実施可能な体験機会の創出が求められる。
- ・一律に実施を行うことで、学校間での体験機会の差をなくし、全ての児童に平等な体験機会を提供する。

### 2. 目的

- ・「豊島区教育大綱」および「豊島区教育ビジョン2025」に掲げる「芸術・文化に関する体験機会」を創出し、優れた音楽、演技、舞台美術等に触れることで、創造力や表現力を育むとともに、豊かな感性を育てる。

### 3. 内容

- ・区立小学校4年生を対象に日帰りの体験学習として劇団四季のミュージカル観劇を実施する。

【対象】 区立小学校 第4学年児童(全22校)

【演目】 ライオンキング

【場所】 有明四季劇場

【移動手段】 貸切バス

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年2～3月 鑑賞日の調整・決定
- ・令和9年1～3月 鑑賞教室実施

<b>事 業 費</b>	1,581万5千円	うち新拡分事業費	1,581万5千円
--------------	-----------	----------	-----------

<b>事業名</b>	RS ウイルスワクチン定期予防接種
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ RSウイルスワクチン定期接種の実施にあたり、対象者約2,300人に予診票を送付し、23区内指定医療機関(予定)での接種を実施する</li> <li>・ 定期接種 A類指定のため、区民の接種費用は全額公費負担となる (接種費35,000円程度(予定・見込み))</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ RSウイルスは、2歳までにほぼ100%の小児が1度は感染し、何度も感染と発病を繰り返す呼吸器感染症だが、初回感染時には、より重症化リスクがある。
- ・ 母子免疫による新生児・乳児の予防を目的とするRSウイルスワクチンが薬事承認され、国の厚生科学審議会において、国内の安全性・有効性に係る知見について継続検討されていた。
- ・ 豊島区医師会及び令和7年第4回区議会定例会においてRSウイルスワクチン助成への要望がだされた。
- ・ 令和7年11月、厚生労働省主催による予防接種自治体向け説明会において、令和8年4月1日より妊娠28週から36週の妊婦を対象に定期接種(A類)化の方針が示された。

### 2. 目的

- ・ 乳幼児の呼吸器感染症の重症化防止

### 3. 内容

- ・ RSウイルスワクチン定期接種の対象者(接種日時点で豊島区に住民登録のある妊娠 28 週から36週の妊婦)に対し、接種費用の全額を助成する。

### 4. 今後のスケジュール

- ・ 対象者には、妊娠28週になる月の前月上旬に予診票を自宅へ郵送する。

令和8年4月時点	予診票の発送時期
妊娠28～36週の方	令和8年3月末に予診票を自宅へ郵送
妊娠28週未満の方	妊娠28週に至る月の前月上旬に予診票を自宅へ郵送

<b>事業費</b>	8,429万5千円	うち新拡分事業費	8,429万5千円
------------	-----------	----------	-----------

事業名	産後ケア事業の拡充
セールスポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産後の母子に対して助産師等が心身のケアや育児のサポート等を行い、子育てを支援する</li> <li>・出産直後のケアをより充実させるため、「宿泊(ショートステイ)型」の日数をこれまでの3泊4日から6泊7日に拡充する</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・平成30年度から「宿泊(ショートステイ)型」、令和6年度に「通所(デイサービス)型」、令和7年度に「訪問(アウトリーチ)型」の産後ケア事業を開始し、利用者数は毎年増加している。
- ・国は、支援を必要とするすべての方が利用できる事業であることを明確化するとともに、母子健康手帳に産後ケアの記録欄を追加したことから、誰もが利用できるサービスとして需要の増加が見込まれる。
- ・産後ケア事業を、子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に産後ケア事業の量の見込みと提供体制の確保を定めることとした。

### 2. 目的

- ・育児に関する不安や負担感を軽減し、産後も安心して健やかな育児ができるよう支援する。

### 3. 内容

- ・助産師等の専門職が常駐する産後ケア施設(産科病院・助産院等)及び利用者の居宅において、産後の心身のケアと育児に対する指導やサポート等を行う。
- ・子ども一人あたり、「宿泊(ショートステイ)型」の利用日数は、これまで3泊4日までであったが、令和8年度から6泊7日までに拡充する。
- ・子ども一人あたり、「通所(デイサービス)型」の利用は3日、「訪問(アウトリーチ)型」の利用は2日であり、合わせて年12日の利用を可能とする。
- ・対象及び利用者負担額は下記のとおり。住民税非課税世帯・生活保護受給世帯は、負担額免除となっている。

	対象	委託利用料(日)	うち自己負担額(日)
宿泊(ショートステイ)型	おおむね生後4か月まで	33,000円	2,500円
通所(デイサービス)型	おおむね生後4か月まで	25,000円	1,500円
訪問(アウトリーチ)型	おおむね生後1年未満	10,000円	1,000円

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年2月 事業所へ説明
- ・令和8年4月 開始

事業費	1億 6,757 万円	うち新拡分事業費	1億 5,049 万3千円
-----	-------------	----------	---------------

<b>事業名</b>	スムーズな就学につなげるための5歳児健診
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5歳児健康診査のアンケート方式によるモデル実施を行い、課題を抽出し、健診体制やフォローオン体制の整備の構築を図り、本格実施を目指す</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・5歳児は言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、この時期に健康診査を行うことで個々の発達の特性を早期に把握することができるとしている。
- ・国は令和5年度、5歳児健康診査に関する新たな補助事業を創設し、子どもの発達の特性を早期に把握し、健康の保持・増進を図ることを目的に令和10年度までに全国的な実施を求める。
- ・東京都は令和7年度より5歳児健康診査に関する新たな補助事業を創設し、地域の実情に応じた実施を求める。
- ・区ではこれを受けて、出生後から就学前まで切れ目がない健康診査の実施体制を早期に整備するため、令和7年度から「5歳児健診あり方検討会」を立ち上げ、支援体制の整備と併せて(豊島区立児童発達支援センターの千川移転に合わせ)令和10年度本格実施に向けたモデル実施のあり方等について関係各課と協議を進めている。

### 2. 目的

- ・子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図るため。

### 3. 内容

- ・令和8年度は、対象のうち、保育園・幼稚園に所属が確認できない「所属未確認児」およそ100人と、ランダム抽出したおよそ100人の、合わせて200人を対象に5歳児健康診査をモデル実施する。
- ・対象のご家庭にはアンケート用紙を送付し、WEBで回答を募る。その結果をもって発達において心配度の高いお子さんに対し集団での健康診査を実施する。
- ・健康診査では身体測定、集団遊びの観察、医師の診察、保健指導、必要に応じての栄養指導、心理士面談を実施。
- ・5歳児健康診査のフォローアップ事業である専門医相談、心理士・言語聴覚士による相談にて必要な医療機関・地域の発達支援機関へつなぎ、お子さんの発達特性に合わせた就学に向けた準備期間とする。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年6月 対象のご家庭にWEBアンケートを送付
  - ・令和8年9月、10月 抽出者を3回に分け、長崎健康相談所、健康推進課にて健康診査の実施
  - ・令和8年10月～12月 フォローアップ事業(専門医相談、心理士・言語聴覚士相談)にて、支援機関へつなぐ
- ※今後課題を整理しながら対象規模を拡大し、令和10年度には本格実施を行う。

<b>事業費</b>	271万5千円	うち新拡分事業費	271万5千円
------------	---------	----------	---------

<b>事業名</b>	就学援助における認定基準及び支給金額の引き上げと支給費目の新設
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定となる世帯所得の基準額を引き上げて、対象者の拡大を行う</li> <li>・学用品費や移動教室費などの支給額の引き上げを行い、保護者負担を軽減する</li> <li>・経済的理由による教育格差をなくすため、23区で初めて「学習応援費」を支給する</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・区ではこれまで経済的に困窮している世帯を対象に、就学援助制度を実施し、学校生活に必要な費用の支援を行ってきた。昨今、賃金上昇を上回る物価高騰が続き、子育て世帯の負担も増えている状況がある。

### 2. 目的

- ・対象者及び支給額の拡大や支給費目新設により経済的理由が教育格差につながることを防ぐ。

### 3. 内容

- ・対象者の拡大

就学援助制度における世帯所得の認定基準額を第68次生活保護基準の1.2倍から1.4倍に引き上げる。

※世帯構成等によって基準額は異なる。

- ・支給額の拡大

移動教室、修学旅行、卒業アルバム、学用品等にかかる費用の支給額を拡大し、保護者負担を軽減する。

費目	現状	拡充	費目	現状	拡充
移動教室費◆ 修学旅行費◆	小5 6,200円 小6 16,300円 中1 17,000円 中2 31,000円 中3 64,600円	10,000円 20,000円 22,000円 36,000円 73,000円	学用品費	小1 15,600円 小3 18,840円 小4 18,840円 中1 30,360円	27,600円 28,100円 20,000円 39,200円
卒業 アルバム費◆	小6 11,000円 中3 8,800円	16,000円 10,000円			

※「拡充」欄における金額のうち、◆の費目は支給上限額。左記以外は定額支給

- ・支給費目の新設

23区では初となる家庭学習等にかかる費用に対して、「学習応援費」を支給する。

※家庭での勉強に必要な参考書やドリル、漢字検定や英語検定などの受験費用、その他、調べ学習で美術館や博物館に行く場合にかかる費用に充ててもらうことを想定。

支給額:小学生 14,000円(年額定額支給)、中学生 13,000円(年額定額支給)

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年4月から適用開始

<b>事 業 費</b>	1億 4,802 万6千円	うち新拡分事業費	5,402 万1千円
--------------	---------------	----------	------------

<b>事業名</b>	小学校への校内教育支援センターの開設
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全小学校に対して、学校の部屋の状況に応じた環境整備に関するプランニングを行い、環境格差のない、登校しやすく教育的効果のある校内教育支援センターを開設する</li> <li>・区内全小学校22校に2学期までに開設できるように整備を行い、夏休み中に登校渋りの起きた児童への早期支援を可能とする</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・居場所、自学自習機能を持つ校内教育支援センターがない小学校では、不登校出現率が高止まりしている一方、令和7年度から全校設置されている中学校では出現率が減少している。
- ・小学校の校内教育支援センターの開設については、未来としまミーティングや、不登校児童生徒の保護者向け懇談会等でも要望が出ている。
- ・小学校の段階で予防・早期支援を行わないと不登校が長期化し、改善にはとても多くの時間や様々な関係者の支援・子どもの頑張りが必要となる。
- ・学校の環境になじめずに教室に入れないと、保健室登校をするしかないと、特性上、学習する場にはなりにくい。
- ・上記背景を踏まえて、小学校への校内教育支援センターの開設に向け、対策をとる必要がある。

### 2. 目的

- ・居場所、自学自習機能を持つ校内教育支援センターを整備し、学校に行けるけど教室に入れない又は、授業を受け続けることが難しくなった際の居場所として活用することで、児童の不登校予防・改善を図る。

### 3. 内容

- ・教室に行けない生徒の居場所・自学自習機能を持つ校内教育支援センターを、令和8年度の2学期中に区内全小学校22校に開設する。
- ・整備にあたり、必要な機能(居場所、自学自習)のための物品を手配し、また、教室の雰囲気を刷新して、登校したくなる環境づくりを意識した学校間格差の少ない環境にする。
- ・教育センターの不登校対策スーパーバイザーなどを派遣し、学校との連携を図る。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年3月 環境整備用の仕様書作成・入札準備
- ・令和8年4月下旬 入札
- ・令和8年5-7月 落札業者による物品の手配
- ・令和8年7-8月 全小学校22校分の物品を一斉納品
- ・令和8年9月 全小学校22校に校内教育支援センター開設

<b>事 業 費</b>	330万円	うち新拡分事業費	330万円
--------------	-------	----------	-------

<b>事業名</b>	学習情報センターの整備
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要小学校・巣鴨小学校において、学校図書館を改修し、新たな学びの拠点となる「学習情報センター」として再整備する</li> <li>・「学習情報センター」には、プレゼンテーション機能等を兼ね備えた ICT 環境や、個別・協働学習スペースなどの機能を備えることで、豊かな学びを支え、学習環境を充実させる</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・令和6年度に「学習環境整備計画」を策定し、未改築校の学習環境向上に計画的に取り組んでいる。
- ・本計画において、調べ学習、グループ学習、発表などにより授業内容を深めることができる「学校図書館の学習情報センター化」に重点的に取り組むこととした。

### 2. 目的

- ・学校図書館を改修し、ICT 環境や学習場所などの機能を備えた「学習情報センター」として再整備することで、学習環境を充実させ、子どもたちの豊かな学びを実現する。

### 3. 内容

- ・学校図書館のうち、面積が狭小であるなどの課題がある要小学校及び巣鴨小学校について、学習環境整備計画に基づき「学習情報センター化」することで、子どもたちの学習環境の改善を図る。
- ・要小学校については、令和8年度に設計、令和9年度に学習情報センター化の工事を行う。  
レイアウト変更等を伴うことから、近傍の特別教室等についても併せて設計・工事を行う。
- ・巣鴨小学校については、他の改修工事のスケジュールも踏まえ、令和9年度に設計、令和10年度に学習情報センター化の工事を行う予定。また、教室移転を伴うため、学習情報センターの整備後、現在の学校図書館についても改修工事を行う予定。
- ・学校図書館機能を有効活用するため、国の動向も踏まえながら、豊島区が目指すこれからの学校図書館に関する方針等を令和8年度早期に策定予定。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年度 豊島区が目指すこれからの学校図書館に関する方針の策定、要小学校の学習情報センター設計
- ・令和9年度 要小学校の学習情報センター整備工事(近傍の特別教室等の改修も併せて実施)  
巣鴨小学校の学習情報センター設計
- ・令和10年度 巣鴨小学校の学習情報センター整備工事

<b>事業費</b>	2,068万5千円	うち新拡分事業費	2,068万5千円
------------	-----------	----------	-----------

<b>事業名</b>	居住サポート住宅の供給促進
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅セーフティネット専用住宅に適用している家賃低廉化や住宅改修費等の補助事業の対象を居住サポート住宅にも拡充する</li> <li>・国の物価高騰対策による補助上限額の引き上げに対応して、セーフティネット専用住宅と居住サポート住宅の家賃低廉化補助と改修費補助額を引き上げる</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・区では高齢者や子育て世帯、障害のある方や所得の低い方など、住まい探しにお困りの方(住宅確保要配慮者)の入居を受けられる専用の住宅(セーフティネット専用住宅)の所有者等に対して家賃低廉化や改修費等の補助を実施している。
- ・令和7年10月の住宅セーフティネット法の改正により、居住支援法人等が住宅確保要配慮者のニーズに応じて安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う「居住サポート住宅」の認定制度が新たに創設された。
- ・国と東京都は、居住サポート住宅の供給促進のため、既存のセーフティネット専用住宅への家賃低廉化や住宅改修費等の補助対象を居住サポート住宅にも拡充し、その予算化を区市町村に勧奨している。
- ・単身高齢者の割合が高い本区では、セーフティネット住宅では対応が難しく、日常生活に援助が必要な高齢者の受け皿となる住宅と、オーナーの受入れリスクを軽減する仕組みが求められている。
- ・令和7年12月の国からの通知により、物価高騰を踏まえて住宅セーフティネット事業における家賃低廉化補助等の補助限度額が引き上げられることになった。

### 2. 目的

- ・居住サポート住宅とセーフティネット専用住宅の供給促進及び入居者・オーナーの負担額軽減。

### 3. 内容

- ・住宅セーフティネット事業における補助制度(家賃低廉化補助、住宅改修費補助、家賃債務保証料補助、少額短期保険料補助)の対象を、既存のセーフティネット専用住宅に加えて居住サポート住宅にも拡大する。
- ・住宅セーフティネット事業における家賃低廉化補助額を月額4万円から5万円に、改修費補助額の上限を200万円から250万円に増額する。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年2月～3月 補助要綱改正、制度周知
- 4月～ 居住サポート住宅への補助開始、上限額の引き上げ

<b>事業費</b>	3,500万5千円	<b>うち新拡分事業費</b>	938万円
------------	-----------	-----------------	-------

<b>事業名</b>	入浴特化型デイサービスの拡充
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度より開始した、送迎付き入浴特化型通所サービスの対象地域を拡大する</li> <li>・3施設で実施することにより、区内全域をカバーする</li> </ul>

<b>事業の内容</b>	
<b>1. 事業実施に至った経緯、背景など</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本区の高齢者の入浴を取り巻く問題として、自宅に風呂がない、一人暮らしで転倒の心配がある等、自宅で入浴ができない高齢者が増加している。</li> <li>・特に東側の圏域については、要支援者の入浴を受け入れるデイサービスが極めて少ないとから、入浴に特化した通所サービスを令和6年度から東側<sup>※1</sup>圏域を対象に委託形式で開始した。</li> <li>・区内全体で公衆浴場が減少しており、高齢者の入浴機会の確保が課題となっている。</li> </ul>
<b>2. 目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅での入浴が困難な要支援者または事業対象者<sup>※2</sup>に対して、必要な介助や見守りのもと入浴サービスを提供し、在宅生活を支援していく。</li> </ul>
<b>3. 内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅での入浴が困難な要支援者または事業対象者に対し、必要な介助や見守りのもと入浴サービスを行う。</li> <li>・入浴特化型デイサービスを実施している施設を、1施設から3施設に拡充する。</li> </ul> <p>【対象者】 事業対象者および要支援 1・2 の方</p> <p>【利用回数】 事業対象者、要支援1は週1回・月5回まで 要支援2は週2回・月10回まで</p> <p>【実施施設】 既存:社会福祉法人 敬心福祉会 池袋敬心苑(南池袋 3-7-8) 新規:社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団 菊かおる園(西巣鴨 2-30-19) 長崎第二豊寿園(長崎 6-34-10)</p>
<b>4. 今後のスケジュール</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年4月 長崎第二豊寿園 利用者受け入れ開始予定</li> <li>・令和8年5月 菊かおる園 利用者受け入れ開始予定</li> </ul>

※1:駒込、巣鴨、西巣鴨、北大塚、南大塚、上池袋、東池袋、南池袋、雑司が谷、高田、目白の一部地域

※2:健康状態を確認するための基本チェックリストで事業対象と判定された方

<b>事 業 費</b>	2,233万円	うち新拡分事業費	1,683 万円
--------------	---------	----------	----------

事業名	リフト付き福祉タクシーの運行
セールスポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢や障害により、外出時に常時車いすを使用している方や寝たきりの方の外出支援策として、リフト付き福祉タクシーの運行委託を行い、24時間365日、安定的な移動支援サービスの提供を行う</li> <li>・区は予約料金、迎車料金、基本介助料を全額負担するほか、利用者が支払うタクシーメーター料金の2割分を補助する</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・これまでの外出支援施策として、区がリフト付き福祉ハイヤーの運行を豊島区民社会福祉協議会に委託とともに、当協議会においてハンディキャブ運行事業を実施してきた。
- ・近年、ハンディキャブ運行事業に登録している運転手(ボランティア会員)の高齢化や成り手不足により、運転手の恒常的な確保が困難となっている。高齢化による安全部での不安要素、運転手不足による運行稼働日減少などが顕在化しており、ハンディキャブ運行事業の持続可能な事業実施が困難な見通しとなっていることから、新たな外出支援策として、リフト付き福祉タクシーの運行委託事業の実施を行うこととした。

### 2. 目的

- ・高齢や障害により、外出時に常時車いすを使用している方や寝たきりの方に対し、安全かつ安定的な移動支援サービスの提供を図る。

### 3. 内容

#### <利用方法>

対象者	区内在住の常時車いす及び寝たきりの方で、身体障害者手帳4級以上、愛の手帳2度以上、要介護3以上の方 ※通学、通勤等、年間を通して定例的な利用は不可
利用時間	24時間365日 ※ただし早朝・夜間は病院等への送迎など、緊急を要する場合に限る
利用申込方法	事業者に直接電話等で予約を行う(現状インターネットによる予約は未対応)
予約受付時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用日の1か月前から前日まで(当日予約不可)</li> <li>・午前9時から午後5時まで(土日祝日除く)</li> </ul>

#### <負担額>

- ・区は、予約料金・迎車料金、基本介助料を負担。利用者はタクシーメーター料金のうち8割分を負担。
- ・メーター料金の計算では、身体障害者手帳等所持者は1割引となる障害者割引を適用するとともに、支払時は、区が発行する「豊島区福祉タクシー券」の利用についても可能とする。
- ・利用者が支払う(障害者割引適用がある場合は適用後の)タクシーメーター料金のうち2割分を区が補助する。
- ・ヘルパー資格をもった運転手による安全な移動介助を行い、利用者のニーズに沿った事業を実施する。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年4月1日 運行委託事業開始

事業費	870万円	うち新拡分事業費	870万円
-----	-------	----------	-------

<b>事業名</b>	キッチンカーによる「まちかどカフェ」のオープン	 区民 提案
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身近な公園でキッチンカーを利用した屋外カフェとパークトラックを組み合わせた「まちかどカフェ」を開催する</li> <li>・ 高齢者・障害者・子育て世代などが外に出かけるきっかけをつくり、憩いの場として、健康づくりや地域コミュニティの活性化を図る</li> </ul>	

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 豊島区では、区で実現してほしい事業の提案を、区民の皆さんから募集する「区民による事業提案制度」を実施している。
- ・ 高齢者、障害者、子育て世代など、各世代の交流する機会が少なく、地域コミュニティを育てる場が必要として、令和7年度の区民提案事業で『キッチンカーによる「まちかどカフェ」のオープン』が提案され、区民投票で第一位の得票数を獲得し、採択された。
- ・ 提案内容を踏まえて、公園を舞台に、多世代が交流する新たなきっかけをつくる事業を検討する。

### 2. 目的

- ・ 身近な公園を交流や憩いの場として活用し、健康づくりや、地域コミュニティの活性化を図る。

### 3. 内容

- ・ 普段、公園を利用する人が少ない、高齢者、障害者、子育て世代など多くの方が、公園に来なくなるように、キッチンカーや交流するための催しを行う。
  - ・ キッチンカーなどによる飲食の販売。
  - ・ 公園で飲食しながら憩える場（まちかどカフェ）の提供。
  - ・ キッチンカーと合わせて、モバイル遊具の活用や、多世代交流できる催し（パークトラック）を同時に開催。  
※モバイル遊具…持ち運び可能で、いろいろな組み合わせで創造力を刺激する遊具。  
※パークトラック…モバイル遊具、絵本などを搭載して来園者に貸し出したり、ラジコン体験、親子ごろく体験をするなど、多世代が遊べるコンテンツを展開。
- ・ 区内の住宅地にある様々な公園で年15回程度開催。

### 4. 今後のスケジュール

- ・ 春季（5月～6月）秋季（10月～11月）の各週末に、区内の住宅街にある公園で15回程度まちかどカフェを開催

<b>事 業 費</b>	396万3千円	うち新拡分事業費	396万3千円
--------------	---------	----------	---------

<b>事業名</b>	ケアする人が、ケアされる時間	 <b>区民 提案</b>
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常的にケアをする側・支える側のケアラーが、自身の状況や悩みを共有し、疲労感や孤独感を解消する場としての「語りの場」を開催する</li> <li>「語りの場」に参加したケアラーには、日常のケアから離れ、自由な時間を過ごしてもらうために、保険外サービスの一部費用を助成する</li> </ul>	

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- 豊島区では、区で実現してほしい事業の提案を、区民の皆さんから募集する「区民による事業提案制度」を実施しており、令和7年度区民提案事業として、「ケアする人が、ケアされる時間」が採択された。
- 事業実施に向け、福祉部内に検討チームを組織し、介護を行っている当事者、事業者、学識経験者などへのヒアリングを実施し、事業内容を検討した。

### 2. 目的

- ケアをする側・支える側のケアラーが、自身の置かれている状況や悩みを共有することで、安心感を得て日々のケアに取り組むとともに、一時的に日常のケアから離れ自由な時間を過ごしてもらうことで、疲労感や孤独感を溜め込む前のリフレッシュにつなげる。

### 3. 内容

- 区民および区内事業者として、日常的に障害者や要介護者などのケアを行っているケアラーを対象に、カウンセラーによるセルフケアのための講演会を開催。講演後は、参加者の介護等の状況に応じたグループに分かれ、自身の状況を語り合う「語りの場」を実施。
- 講演会は、年4回の開催を予定しており、1回あたり2時間程度。としまエコミューゼタウン2階にあるタニタ食堂を活用するため、定員は1回当たり50名程度。在宅介護などをされていて、講演会参加に当たり、介護等が必要な場合は、この時間にかかる在宅ヘルパーの利用費用を一部助成(1回あたり上限1万円)。
- 講演会に参加したケアラーには、参加特典として、ケアラー自身の休息などのために保険外サービスを利用した際の費用について、1人1万円(全参加で合計4万円)を上限とする助成を行う。
- 参加特典の対象は、ケアをしている区民で、事業者は対象外。
- その他、セルフケアのための情報誌を作成し、発行する。

### 4. 今後のスケジュール

- 令和8年6月・8月・10月・令和9年1月 講演会開催予定
- 令和9年2月 セルフケア情報誌発行

<b>事 業 費</b>	490万6千円	うち新拡分事業費	490万6千円
--------------	---------	----------	---------

<b>事業名</b>	心身障害者等福祉タクシー事業の拡充
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物価高騰をはじめとする社会状況の変化を踏まえ、福祉タクシー券の交付額を拡充する</li> </ul>

<b>事業の内容</b>					
<b>1. 事業実施に至った経緯、背景など</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、生活の利便性及び生活圏の拡大のため、歩行困難な心身障害者等が、タクシーを利用しやすいうように助成することで、心身障害者等の福祉の向上を図ることを目的として、昭和52年度から実施している。</li> <li>・現在、肢体不自由者や視覚障害の方等に年額39,600円(下肢機能障害4級の方に対しては年額21,600円)の福祉タクシー券を交付している。</li> <li>・近年は、物価高騰によりタクシー料金(初乗り料金、メーター単価、迎車料金)も値上がりしており、通院等による交通費が、障害のある方の生活に影響を与えている。</li> </ul>					
<b>2. 目的</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の更なる生活圏の拡大及び生活利便の向上を図る。</li> </ul>					
<b>3. 内容</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉タクシー券の交付額の拡充</li> </ul>					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">現行</th> <th style="text-align: center;">拡充後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">年額 39,600 円</td> <td style="text-align: center;">年額 44,400 円(4,800 円増)</td> </tr> </tbody> </table>		現行	拡充後	年額 39,600 円	年額 44,400 円(4,800 円増)
現行	拡充後				
年額 39,600 円	年額 44,400 円(4,800 円増)				
<p>※下肢機能障害4級の方は、年額 21,600 円から年額 24,000 円(2,400 円増)に拡充    (下肢機能障害4級の者に福祉タクシー券を交付しているのは豊島区のみ)</p>					
<p>&lt;現行の交付対象&gt;以下の①～③のいずれかに該当する方</p>					
<p>① 身体障害者手帳をお持ちで、下肢機能障害 1 級～3 級、体幹機能障害 1 級～3 級、視覚障害 1 級・2 級、内部障害 1 級～3 級のかた</p>					
<p>② 愛の手帳 1 度・2 度のかた</p>					
<p>③ 身体障害者手帳をお持ちで、下肢機能障害 4 級のかた</p>					
<p>・交付対象者の追加    上記①～③のいずれかに該当する生活保護受給者も福祉タクシー券の交付対象に追加する。</p>					
<b>4. 今後のスケジュール</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年4月から拡充</li> </ul>					

<b>事 業 費</b>	1 億 4,531 万 9 千円	うち新拡分事業費	2,060 万1千円
--------------	------------------	----------	------------

事業名	移動支援事業(ガイドヘルパー)の拡充
セールスポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動支援の対象要件を見直し、サービスを利用できる方の範囲を拡大する</li> <li>・移動支援の実施に必要となるガイドヘルパーの不足を踏まえ、シルバー人材をガイドヘルパーとして活用する区独自の取組を試行・検証する</li> </ul>

事業の内容														
<b>1. 事業実施に至った経緯、背景など</b>														
<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動支援は、移動が困難な障害者及び障害児に対し、ガイドヘルパーが外出支援を行うことで自立生活と社会参加を促す事業であり、利用のニーズは大きい。</li> <li>・移動支援を利用する対象要件は自治体ごとに異なるが、他自治体に比べて対象者の範囲が限定的になっている部分がある。</li> <li>・また、ガイドヘルパー不足によりサービス利用に至っていないケースが少くないことから、ガイドヘルパーの担い手となる人材を確保する必要がある。</li> </ul>														
<b>2. 目的</b>														
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者及び障害児の移動支援サービスの利用拡大を図る。</li> </ul>														
<b>3. 内容</b>														
(1) 対象要件の見直し		※詳細は今後検討												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正(案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者</td> <td>下肢、または体幹機能障害 1・2 級で車いすを利 用し、外出困難な 65 歳未満の肢体不自由者</td> <td>下肢、または体幹機能障害 1・2 級で、外出困難な肢体不自由者</td> </tr> <tr> <td>難病</td> <td>障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定める疾病に該当するもので、<u>身体障害者の全身性障害者と同程度の障害を有する 65 歳未満の方</u></td> <td>障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定める疾病に該当する方</td> </tr> <tr> <td>障害児</td> <td>障害児であって、未就学児を除いたもの</td> <td>障害児であって、未就学児を除いたもの。<u>ただし、保護者同伴であっても移動に困難が伴う医療的ケア児は、未就学児も対象とする。</u></td> </tr> </tbody> </table>				現行	改正(案)	身体障害者	下肢、または体幹機能障害 1・2 級で車いすを利 用し、外出困難な 65 歳未満の肢体不自由者	下肢、または体幹機能障害 1・2 級で、外出困難な肢体不自由者	難病	障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定める疾病に該当するもので、 <u>身体障害者の全身性障害者と同程度の障害を有する 65 歳未満の方</u>	障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定める疾病に該当する方	障害児	障害児であって、未就学児を除いたもの	障害児であって、未就学児を除いたもの。 <u>ただし、保護者同伴であっても移動に困難が伴う医療的ケア児は、未就学児も対象とする。</u>
	現行	改正(案)												
身体障害者	下肢、または体幹機能障害 1・2 級で車いすを利 用し、外出困難な 65 歳未満の肢体不自由者	下肢、または体幹機能障害 1・2 級で、外出困難な肢体不自由者												
難病	障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定める疾病に該当するもので、 <u>身体障害者の全身性障害者と同程度の障害を有する 65 歳未満の方</u>	障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定める疾病に該当する方												
障害児	障害児であって、未就学児を除いたもの	障害児であって、未就学児を除いたもの。 <u>ただし、保護者同伴であっても移動に困難が伴う医療的ケア児は、未就学児も対象とする。</u>												
(2) シルバー人材のガイドヘルパーとしての活用														
<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバー人材センターの人材を移動支援サービス事業所に派遣し、ガイドヘルパーとして従事する取組を試行・検証</li> </ul> <p>※シルバー人材は、東京しごと財団を介して移動支援サービス事業所へ派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドヘルパー従事者研修に係る費用及び東京しごと財団に支払う手数料等について、区が負担する。</li> </ul>														
<b>4. 今後のスケジュール</b>														
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年4月～ 対象要件の見直し</li> </ul> <p>シルバー人材のガイドヘルパーとしての活用(移動支援事業所との調整後、順次実施)</p>														

事業費	1億988万1千円	うち新拡分事業費	332万9千円
-----	-----------	----------	---------

事業名	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業の拡充
セールスポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等の派遣先を、東京都で初めて「自宅・学校等」から、場所を限定しない形へと拡充</li> <li>年間利用上限時間を144時間から288時間に拡充する</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- 平成30年度から本事業を開始。令和5年度より、利用上限回数(年24回、月4回まで)を撤廃し、年間利用上限時間を96時間から144時間へ拡充した。また、保護者のレスパイト(休息)に加え、就労による利用を可能とした。
- 令和7年10月より、年間利用上限時間を144時間から288時間へ拡充した。
- これまでも事業の拡充を行ってきたが、現行の本事業における利用場所は「自宅・学校等」に限定されていることから、保護者など家族が、本人と一緒に余暇活動先等へ外出することが難しい。

### 2. 目的

- 外出時の保護者の介護負担を軽減するとともに、本人及び家族の社会参加を促進。
- 利用時間上限の拡充による保護者・介護者の更なる負担軽減及び安心の確保。

### 3. 内容

- 対象者※1の家族等の休養や就労活動のため、看護師等が出向き、一定時間、家族等にかわってケアを行う。
- 在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児(者)等に対し、医療的ケアが利用できる在宅レスパイト・就労等支援事業の年間の利用上限を144時間から288時間※2に拡充するとともに、「自宅・学校等」であった看護師等の派遣先を、場所を限定しない形へと拡充する。

利用目的		看護師等の現行派遣先	看護師等の派遣先
①家族等の休養・リフレッシュ	兄弟児の学校行事、美容院、買物等、外出先の制限なし	自宅	場所を限定しない派遣が可能に(自宅+自宅以外※3)
②家族等の就労・就労活動			
③学校に付き添いを求められた場合	入学時や年度初め等、通学時に付き添い看護を求められた場合に限定	学校等※4	

※1 区内に住所を有し、家族等による在宅介護及び訪問看護サービスによる医療的なケアを受けて生活する方

(18歳以上の場合、これに加え18歳に達するまでに重度の知的障害及び重度の肢体不自由を有するに至った方)

※2 「自宅以外」の利用上限は48時間

※3 「自宅以外」については、訪問看護サービス事業者が訪問看護を提供することができると判断した場所であれば、利用場所の制限なし(例:学校行事で行うケア、親戚や友人宅で行うケア、図書館や博物館で行うケア)

※4 学校等:幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のほか、これらに相当する教育機関、障害児通所支援事業所

### 4. 今後のスケジュール

- 令和8年4月から拡充

事業費	1,766万9千円	うち新拡分事業費	440万3千円
-----	-----------	----------	---------

<b>事業名</b>	重度心身障害者(児)日常生活用具給付事業の拡充
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストマ装具(人工肛門等)の給付上限となる基準額を引き上げることで、利用者の負担を軽減する</li> <li>・医療的ケアが必要な方の医療機器に係る蓄電池及び自家発電装置を、新たに給付種目に追加する</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・障害者の日常生活を容易なものとする目的に、日常生活用具給付事業を昭和44年から実施している。
- ・日常生活用具の種目ごとに給付上限となる基準額を設けており、基準額を超過する部分の金額は利用者が負担することとなる。
- ・ストマ装具は、物価高騰の影響から、5年間で約10～20%値上がりしている。
- ・医療的ケアが必要な方は、人工呼吸器や電気式たん吸引機などの医療機器を日常的に使用しているが、災害時に停電等が発生した場合、医療機器が使用できなくなるおそれがある。
- ・人工呼吸器を常時利用している方は、他事業により蓄電池や自家発電装置の給付を受けることができる。一方で、人工呼吸器の利用者で常時利用でない方や、人工呼吸器以外の医療機器を利用している方は、蓄電池及び自家発電装置の給付を受けることができない。

### 2. 目的

- ・ストマ装具(人工肛門等)の基準額引き上げによる超過負担の軽減
- ・医療的ケアが必要な全ての方に係る安心の確保

### 3. 内容

- ・ストマ装具(人工肛門等)の基準額の引き上げ

種別	現行	引き上げ後
消化器系	月額 8,858 円	月額 10,000 円(1,142 円増)
泌尿器系	月額 11,639 円	月額 13,000 円(1,361 円増)

※ストマ装具の給付対象者は以下①・②を満たす者

- ①ストマを造設しており、左記を理由に身体障害者手帳を取得している者
- ②障害者又はその配偶者の区市町村民税所得割額が46万円未満の者(18歳未満の児童は所得制限なし)

- ・蓄電池・自家発電装置の給付種目への追加

対象者	基準額	
医療的ケアが必要な障害児及び障害者	蓄電池 104,000 円	自家発電装置 212,000 円

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年4月から拡充

<b>事業費</b>	6,138万2千円	うち新拡分事業費	485万7千円
------------	-----------	----------	---------

<b>事業名</b>	医療的ケア児等介護等支援助成
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・23区初、医療的ケア児及び重症心身障害児の保護者の負担軽減に向け、介護等に係る経費を区独自に助成する</li> <li>・対象世帯に対し、一人あたり5万円まで助成する</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・医療的ケア児は人工呼吸器の管理、たんの吸引、チューブでの栄養補給といった医療行為を日常的に必要としている。24時間、目が離せない子どももいるため、医療的ケア児の保護者の介護負担及び精神的負担は大きい。
- ・医療的ケア児や重症心身障害児(以下「医療的ケア児等」という)の在宅生活においては、福祉用具や医療消耗品、通院交通費などの経済的負担が大きくなっていることから、現行の支援に加え、区独自の更なる支援が必要である。

### 2. 目的

- ・医療的ケア児等の介護等に係る経費を助成することで、医療的ケア児等の保護者の負担を軽減する。

### 3. 助成の内容

- ・「としま子ども若者応援基金」を活用し、医療的ケア児等の世帯に対し、介護等に係る経費を助成する。

**【対象者】** 区内に住所を有する18歳未満※の医療的ケア児及び重症心身障害児  
 ※満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで申請可

**【助成額】** 一人当たり上限5万円まで

**【助成対象となる経費】** 医療的ケア児等の介護等に係る経費(保護者の介護負担軽減に資するもの)  
 ※本事業開始（令和8年4月）以降に購入したものに限る。

#### (助成対象となる例)

《物品》障害者総合支援法に基づく補装具の支給対象とならない福祉用具

- ・電動車いすの介助者用アシスト機器
- ・見守りカメラ
- ・服を着たまま洗髪できるポータブル洗髪デバイス など

《その他》保護者の付き添い入院時の費用、介護タクシーの費用 など

#### (助成対象とならない例)

通常の文房具、習い事のための費用、家賃等の住宅費、食料品・生活用品 など  
 障害に起因するものではない経費は助成対象外となる。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年4月から申請受付開始

<b>事業費</b>	290 万円	うち新拡分事業費	290 万円
------------	--------	----------	--------

<b>事業名</b>	わたしメンテラボ運営事業
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年5月7日の保健所移転に伴い、豊島区保健所2階に、健康に関する「気づき」を得て「相談」ができる健康づくり支援拠点「わたしメンテラボ」を新たに整備</li> <li>健康測定コーナー、健康相談コーナー、健康情報コーナーを設置し、専門職が常駐</li> <li>慶應義塾大学 SFC 研究所他、大学や団体、企業との連携した健康施策を実施予定</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- 令和4年第1回区議会定例会にて「女性の健康支援」などの健康センター機能を加えた「新・池袋保健所の移転」構想を発表。令和7年第1回区議会定例会にて健康づくり支援拠点「わたしメンテラボ」設置を報告した。
- 豊島区健康意識調査(令和5年度実施)にて、「正しい情報提供」と「利用しやすい健康相談窓口」の強化希望が上位であったことや、令和7年度に策定した豊島区基本構想・基本計画にて「健康に関する気づきの推進」の施策強化を掲げていることから、健康測定機器や健康情報コーナー設置に加え、保健師・管理栄養士等の専門職が常駐し、健康相談に対応する体制を整備するに至った。

### 2. 目的

- 区民が自ら健康を意識し、性別やライフステージ等に応じた健康づくりができる拠点を整備するため。

### 3. 内容

- 令和8年5月に移転する豊島区保健所2階の一角に「わたしメンテラボ」を設置、運営する。
- 健康に関する「気づき」を得て「相談」ができることを目的に、ご自身の健康に関心の薄い特に若い世代や女性にも利用しやすい環境を整える。
- 営業時間は 9:15～16:30(受付 16:15 終了)を予定。
- 健康測定：健康測定機器常時6台(体組成計・血圧計・骨健康度測定器・野菜摂取度測定器・肌年齢測定器、握力計)、健康月間テーマに合わせて臨時3台を設置する。測定後、専門職の相談員による測定結果に関するアドバイスと結果に応じた情報提供を実施する。
- 健康相談：専門職(保健師・管理栄養士等)が健康相談を実施(予約優先)。生理にまつわる不調などの女性特有の健康トラブルの予防・対処方法などの相談、栄養相談などを実施する(相談日を設定予定)。
- 健康情報：サイネージ、リーフレット、関連書籍等を設置し、健康に関する情報を発信する。
- 所内事業を見直し、月間テーマに沿った区民向け事業を展開。大学や団体、企業と連携した新事業も実施予定。
- 令和7年7月に「健康施策の推進に向けた連携に関する協定」を締結した慶應義塾大学SFC研究所と共同で、AIを用いた実証実験や「女性の健康課題」への対策事業、若年層の健康に関するデータ収集や分析等を実施予定。

### 4. 今後のスケジュール

- 令和8年3月下旬 竣工・引渡し
- 令和8年4月 什器搬入・ネットワーク工事・開設準備・内覧会・落成式(予定)
- 令和8年5月7日 開設、事業開始

<b>事業費</b>	2,495万円	うち新拡分事業費	2,495万円
------------	---------	----------	---------

<b>事業名</b>	ビジネスサポートセンターの強化
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズが高まる企業のDX化に対応すべく、としまビジネスサポートセンターにDX相談窓口を新設する</li> <li>・企業の経営力向上や経営課題解決を支援するため、具体的な手法を学べるビジサポセミナーを拡充する</li> <li>・現行は紙で運用している相談者カルテを電子化し、ペーパーレスの実現及び情報管理の利便性向上や分析の効率化を図る</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・としまビジネスサポートセンターは開設から15年が経過し、その間、社会情勢は目まぐるしく変化しており、物価高騰、人手不足、DX環境への対応など、企業を取り巻く環境は大きく変化した。
- ・これまで相談内容を紙で管理し保管していたため、物理的な保管の負担や情報検索の負荷、施策立案に向けた分析・統計にかかる工数の軽減等の必要性があった。

### 2. 目的

- ・としまビジネスサポートセンターの支援内容、体制を見直すことで、事業者が抱える多様な経営課題の解決を支援し、区内経済の活性化に寄与する。

### 3. 内容

- ・企業のDX化支援のため、月2回、1日3枠のDXツールの調達や活用方法などを助言する「DX相談窓口」を新設する。相談員は豊島区中小企業診断士会へ派遣依頼する。
- ・これまで東京都社会保険労務士会豊島支部、東京税理士会豊島支部には「業務連携・協働に関する覚書」に基づき、としまビジネスサポートセンターの相談業務にご協力いただいたが、相談業務の高度化や新たなビジネス支援への展開を見据え、新たに委託契約を締結し、専門的な相談にも対応する。
- ・DX化への取り組みや事業承継、法改正など、各企業が抱えている課題の解決に向けたセミナーを多数開催する。
- ・相談者情報管理システムを構築し、相談記録の電子化を実施する。利便性の向上や業務効率化を図るとともに、相談内容の傾向の分析なども行い、事業者の課題解消へつなげる。
- ・利便性の高い相談窓口を目指し、オンライン相談を拡充する。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年4月～ DX相談窓口を新設、相談窓口強化に向け委託契約を締結
- ・令和8年5月 オンライン相談の拡充
- ・令和8年10月 相談カルテの電子化

<b>事業費</b>	790万円	うち新拡分事業費	548万7千円
------------	-------	----------	---------

<b>事業名</b>	中小企業支援補助金の拡充
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業が生産性向上を目的に、DX を推進する費用への補助を拡充する</li> <li>・補助金活用の際は、ビジネスサポートセンターに新たに設置する DX 相談窓口への相談、計画の審査を必須とし、実効性ある DX 推進を実現する</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・物価高騰や人材不足等により、中小企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、業務の効率化の必要性は近年高まっている。
- ・その一方で、区内中小企業は DX の必要性を認識しつつも、具体的な手法が分からぬ等の理由から、生産性向上に関する取り組みが進んでいないという実態がある。

### 2. 目的

- ・中小企業の業務フローの見直しに対してサポートを行い、DX の推進を促し、区内経済の活性化を図る。

### 3. 内容

- ・DXのための機器設置、ソフトウェア購入、クラウドサービス利用が補助の対象となる。
- ・中小企業が作成した DX 導入計画書(現状と新たな業務フロー・導入予定のソフトウェアを記載する)をもとに、中小企業診断士の資格を持つ DX 相談員が、DX 相談窓口で中小企業の代表者と面談を行い、計画の実現性と実効性を審査する。
- ・審査の結果、実現性と実効性が十分に認められた場合、DX 相談員が DX 導入計画書に認証を行う。
- ・導入後、中小企業は DX 相談員の認証を受けた DX 導入計画書を添付して、実施報告書を提出する。
- ・DX導入計画書と実際の導入内容に相違がないかを審査し、導入金額の 1/2(上限20万円)を交付する。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年4月～ 周知・広報
- ・令和8年6月～ DX 相談窓口開設、申請受付開始
- ・令和8年10月末 申請受付終了
- ・令和9年1月末 報告書提出期限

<b>事 業 費</b>	4,990 万円	うち新拡分事業費	1,240 万円
--------------	----------	----------	----------

<b>事業名</b>	起業支援の強化
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起業塾を、入門コース、基礎コース、実践コースの3段階に新たにレベル分けし拡張することで、対象者のニーズに合わせた講義を提供する</li> <li>・性別や年齢を問わず参加できるように整備した上で、基礎コースにおいては女性編を設けることで、起業を目指す女性への支援を継続する</li> <li>・学びの成果を実践につなげる場として、チャレンジ出店制度を新設する</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・令和7年7月に実施した起業に興味を持つ学生らを対象とした「未来としまミーティング」では、初步的な勉強会や交流会の必要性が指摘された。
- ・起業塾受講者や講師からは、学びの成果を実践につなぐチャレンジ出店の要望があった。
- ・これまで、女性に特化した起業支援事業である「女性のための起業塾」を10年以上継続して実施してきたが、参加者レベルのバラつきや、支援対象となる層の狭さから、成果が出にくいという課題が生じている。また、女性の起業を取り巻く環境には、依然として女性特有の課題が存在しており、女性同士で起業の悩みを共有できるような、女性に特化した起業支援を継続していくことの必要性も高い。

### 2. 目的

- ・性別や年齢を問わず、起業段階のレベルに応じた参加者が集まる学びの場を提供するとともに、学びから実践までの一貫した起業支援体制を整備することで、地域に密着した起業家を増やし、定着を促進すること。

### 3. 内容

- ・民間のノウハウを活用しつつ、以下の2事業を実施する。

#### 【起業塾】

	入門コース	基礎コース		実践コース
		一般編	女性編	
対象	起業という言葉に興味がある人	起業を目指す人	起業を目指す女性	起業に向けて具体的に動き出す人
概要	起業について知り、先輩起業家や同業者と交流	起業へ向けて必要な前提知識の学習		事業計画の作成や実務の学習
開催時期	6月上旬予定	7月予定		9~10月予定

#### 【チャレンジ出店】

対象	特定のセミナー等を受講した方で、テストマーケティングしたい人
概要	商品・サービスを試験販売でブラッシュアップする機会の提供
開催時期	令和8年度冬(2日間予定)

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年4月より各コース、チャレンジ出店の開催時期に合わせ順次募集開始

<b>事 業 費</b>	194万7千円	うち新拡分事業費	194万7千円
--------------	---------	----------	---------

<b>事業名</b>	若年起業家賃料支援
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高騰している賃料の一部を補助し、起業の第一歩を踏み出しやすい土壌を整備する</li> <li>・起業初期(12か月)の費用負担を軽減することで、事業が軌道に乗るまでの安定的な事業運営を後押しする</li> <li>・若年層(39歳未満)に特化することで、若者の起業への挑戦を促し、区の産業の活性化につなげる</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・池袋等の区内商業地の地価は上昇が続き、令和6年には過去最高値を更新した。これに伴い店舗や事務所の賃料も高騰している。
- ・令和7年6月の商工政策審議会や区内事業者へのヒアリングでは、起業時における賃料負担の大きさが、若年層の起業をためらわせる要因であることが確認された。区内若年層の起業促進を図るために、起業初期の賃料負担を軽減する取組を早急に講じる必要がある。

### 2. 目的

- ・若年層の起業を後押しし、事業の安定的な立ち上げを支援するとともに、区内若年層の挑戦を支え、将来の区内産業を担う起業家の育成につなげること。

### 3. 内容

- ・高騰している賃料の一部を補助し、起業の第一歩を踏み出しやすい土壌を整備する。

【対象者】 起業初期又は起業予定で39歳未満、かつ一定の基準を満たしたもの

【補助対象】 店舗、事務所の賃料 ※管理費、共益費、入居一時金は対象外

【補助上限額】 月額5万円

【補助率】 賃料の2分の1以内

【採択予定数】 5者

【補助期間】 12か月(R8年度は3か月分、R9年度に9か月分を支給予定) ※フリーレント期間は対象外

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年度秋頃 申請受付・審査・交付決定通知
- ・令和8年度冬頃～令和9年度 補助金交付(予定)

<b>事業費</b>	75万円	うち新拡分事業費	75万円
------------	------	----------	------

<b>事業名</b>	インスタグラム広告による区の魅力・活力の PR 推進
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度豊島区PR推進業務における広告配信によるデータを活かし、区内外に向けたSNS(インスタグラム)広告配信を中心とした区の魅力の更なる情報拡散を実施する</li> <li>区への興味関心や共感を拡大し、まちのブランド価値向上を図る</li> </ul>

事業の内容	
<b>1. 事業実施に至った経緯、背景など</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊島区内外から「区の多様な魅力」に対し興味関心・共感を得るために、PR効果の高い区の魅力情報を、首都圏や全国主要都市を生活圏としている、発信情報に関心の高い対象者(20代～30代の若年層)に向けて、SNS(インスタグラム)を中心とした広告配信を令和7年度から実施。</li> <li>令和7年度は、区に対するニーズを調査するため9つの区の魅力のPRを実施。</li> <li>昨年秋に実施した第1回広告配信では、14,251人(令和7年12月末時点)を区公式 HP に誘引。</li> <li>令和8年度は、令和7年度の広告配信等のデータを活用し、効果・効率性あるPR施策を設計し、さらに区への興味関心・共感が高まるよう、PRを強化していく。</li> </ul>
<b>2. 目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少となる将来を見据え、区内外からの豊島区への需要を促すべく、区の多種多様な魅力・活力への興味関心・共感を幅広く拡大させる。</li> <li>ターゲットは、区民だけでなく区既存ユーザーや区新規ユーザーにも広げ、全国から豊島区ユーザーを豊島区ファンへと導くようPRを推進する。</li> </ul>
<b>3. 内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度に発信した区の魅力のPRデータを分析し、動画の内容のバージョンアップを図り、PR強度を上げる。</li> <li>インスタグラムだけでなく、他のメディア(区公式 X や YouTube 等)とも投稿内容を連動させ、更なる情報拡散を図る。</li> <li>SNS広告の遷移先は区公式HP内「としまの魅力」ページとし、遷移先ページへの新規訪問者数27,000人を目指達成値とする。「としまの魅力」サイトへの新規訪問者獲得を図るとともに、区の魅力への認知・理解を促進する。</li> </ul>
<b>4. スケジュール</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年夏～秋 インスタグラム広告配信を2回実施。 広告配信と同時期に連動し、区シティプロモーション公式インスタグラム配信とプレスリリース配信を行う。</li> </ul>

<b>事 業 費</b>	944 万円	うち新拡分事業費	944 万円
--------------	--------	----------	--------

<b>事業名</b>	デザインマンホール蓋の設置
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊島区にゆかりのあるマンガ・アニメ作品のデザインマンホール蓋を設置する</li> <li>・池袋をハブとしたエリアに設置し、区内の周遊を促進する</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・マンガ・アニメによるまちづくりを推進する豊島区は、一般社団法人アニメツーリズム協会が認定する『訪れてみたい日本のアニメ聖地88』において、2025年は7か所が認定され、全国でもっとも多い認定数になるなど、マンガ・アニメの舞台を楽しめる土壌がある。
- ・現在池袋にある「池袋 PR アニメ」のデザインマンホール蓋についても、そのデザインマンホールカードを求めて、年間のべ1万人近くがまちを訪れる。
- ・企業側からの提案がある等、デザインマンホール蓋を活用したにぎわい創出の気運が高まってきている。

### 2. 目的

- ・デザインマンホール蓋をきっかけにマンガ・アニメ作品に触れながら、豊島区のまちの魅力を知り楽しんでもらう。
- ・複数のデザインマンホール蓋を設置し、区内の周遊を促進する。

### 3. 内容

- ・『BanG Dream!(バンドリ!)』等、豊島区にゆかりのあるマンガ・アニメ作品のデザインマンホール蓋を区内に設置し、マンガ・アニメによるまちづくりを推進する。
- ・設置場所については、安全面や管理面を考え、区道上かつ車道でない場所の中から、作品の世界観に合う場所を検討する。
- ・デザインマンホール蓋に関連したデザインマンホールカードを製作、配布し、まちの活性化へ繋げる。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年4月～6月 設置場所の決定
- ・令和8年6月～9月 デザイン検討、東京都下水道局との調整
- ・令和8年10月～ マンホール蓋の製作・設置、デザインマンホールカードの配布

<b>事 業 費</b>	712万8千円	うち新拡分事業費	712万8千円
--------------	---------	----------	---------

<b>事業名</b>	京都府自治体とのマンガ・アニメ全国連携事業
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンガ・アニメに焦点をあてた広域での自治体連携で、アニメツーリズムによる相互送客を促進する</li> <li>・特別区全国連携プロジェクトの広域連携協定団体である京都府内の自治体と連携することで、スムーズなイベント開催を実現する</li> <li>・特別区全国連携プロジェクトと連携して助成金を活用し、予算をかけずにマンガ・アニメの広域連携を実施する</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・令和5年12月に、トキワ荘マンガミュージアムの近くにトキワ荘マンガミュージアムサロンがオープン。トキワ荘のマンガ家ゆかりの自治体や記念館などの情報を発信するなど、地域を超えたアニメツーリズムを促進してきた。
- ・豊島区池袋が文化庁日本博2.0事業のひとつで会場として選定され、令和6年度に「アニメ＆まんが聖地 SUMMIT&EXPO」、令和7年度に「アニメ＆まんが聖地 EXPO&セミナー」を開催。聖地 EXPO では全国各地のマンガ・アニメに関連する施設をもつ自治体が集結した。
- ・令和6年度の聖地 SUMMIT では、一般社団法人アニメツーリズム協会理事長より発せられた、「アニメ＆まんが聖地 SUMMIT2024 宣言」に、全国9都市(横手市、宝塚市、五島市、岩手県、氷見市、鳥取県、香美市、北九州市、日田市)の代表らと共に同意。国内のみならず、海外のマンガ・アニメファンにも快適に日本のアニメツーリズムを楽しんでもらうための取り組みを推進するため、全国の自治体との連携を深めている。

### 2. 目的

- ・マンガ・アニメに焦点をあてた広域での自治体連携で、アニメツーリズムによる相互送客を促進するため。

### 3. 内容

- ・特別区全国連携プロジェクトの黎明期から協定を結び、マンガ・アニメのまちづくりを行う京都府内の自治体と連携し、双方の地域のアニメツーリズムを PR する。
- ・京都府内の自治体のアニメツーリズムスポットや観光案内所等、旅行客や来街者へ訴求力がある場所でパネル等を展示し、トキワ荘マンガミュージアムや豊島区にあるアニメの聖地、およびマンガ・アニメに関連したイベントを PR し、豊島区への誘客促進を行う。
- ・豊島区を会場に、パネル掲示等で連携自治体のまちづくりを PR してもらい、豊島区に訪れた人が連携自治体を知り、訪問するきっかけを創出する。
- ・スタンプラリー等の連携記念企画を実施し、区内周遊の促進も行う。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年4～7月 連携自治体との調整
- ・令和8年9月 豊島区 PR イベントの実施
- ・令和8年11月 連携自治体の PR イベント実施

<b>事 業 費</b>	200万円	うち新拡分事業費	200万円
--------------	-------	----------	-------

<b>事業名</b>	企業等による事業提案制度補助金	 企業 提案
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度に創設した「企業等による事業提案制度」に基づいた初の事業を実施</li> <li>・対象事業者に補助金を交付し、区の未利用地をコミュニティガーデンや菜園に整備し、区民が利用できるスペースを提供する</li> </ul>	

事業の内容		
<b>1. 事業実施に至った経緯、背景など</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度から開始した区民提案制度に加え、地域課題の解決に主体的に取り組もうとする事業者を対象にした、「豊島区企業等による事業提案制度」を令和7年6月に新たに創設。</li> <li>・豊島区基本構想に掲げる「7つのまちづくりの方向性」をテーマに提案を募集し、企業等から提案のあった24件のうち、4件について区民投票を実施。(投票総数1,604票、投票者数830人※ひとり1回、3票まで投票可)</li> <li>・「未利用地を活用したコミュニティガーデンと菜園運営事業」が最多得票数270票を獲得した。</li> <li>・令和7年12月、令和8年1月に開催した外部有識者を交えた審査委員会を経て、上記事業を補助対象事業として決定した。</li> </ul>		
<b>2. 目的</b>		
区の最高指針である基本構想に掲げている「共創」を、本制度の実施により実現するため。		
<b>3. 内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査委員会において採択した以下の提案事業に対し、事業実施のための補助金を交付する。</li> </ul>		
提案企業名	提案事業名	事業概要
DAIKEN 株式会社	未利用地を活用したコミュニティガーデンと菜園運営事業	区の未利用地をコミュニティガーデンや菜園に整備し、区民が利用できるスペースを提供する。
令和8年度総事業費:189万8千円、令和8年度補助上限額:94万9千円(総事業費の2分の1)		
<b>4. スケジュール</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年3月下旬 区議会の議決を経て予算決定</li> <li>・令和8年4月以降 協定締結・事業実施</li> </ul>		
豊島区ホームページ 「企業等による事業提案制度」 (二次元コード参照)		
		

<b>事 業 費</b>	1,014万円	<b>うち新拡分事業費</b>	1,014万円
--------------	---------	-----------------	---------

<b>事業名</b>	日本語指導教室の充実
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育センターが実施する日本語指導教室の指導員を増やし、児童が早期に学校生活に適応できるように支援する</li> <li>・日本語指導教室修了者を対象とした学習支援体制を整備し、児童・生徒のさらなる日本語能力の向上と学習理解を図る</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・教育センターの日本語指導教室では、来日6か月以内の児童・生徒を対象に、通常学級に在籍しながら一部の時間、別室で基本的な日本語の他、学校生活への適応に必要なあいさつや言葉、ルールなどを学んでいる。
- ・日本語指導教室は今まで教育センター内で実施していたが、令和6年度から指導員が小学校を直接訪問する巡回指導を新たに開始した。
- ・巡回指導の開始により指導のニーズが高まり入級申請が増加。指導開始までに時間を要するケースが発生したため、指導体制の強化が必要とされている。
- ・また、主に生活言語を学ぶ日本語指導修了後も、授業や宿題の理解に必要な日本語がわからず苦労するという声もあり、学習上の言語を習得できる環境も求められている。
- ・令和7年11月より指導員の増員と学習支援事業を開始したが、令和8年度より通年で事業を実施する。

### 2. 目的

- ・教育センター日本語指導教室への円滑な入級による、学校生活への早期の適応
- ・児童・生徒のさらなる日本語能力の向上と、学習理解と進学に向けた学習言語の習得

### 3. 内容

- ・令和7年11月に6名体制とした教育センター日本語指導教室の指導員数を維持し、1か月の指導コマ数を増やすことで、入級までの待ち期間を短縮させ、日本語指導の速やかな実施を実現させる。
- ・日本語指導教室修了者向けに、外国語に堪能な方や NPO 法人 New Bridge(ニューブリッジ)の協力を得て、週2コマ35週(最長1年)授業に付き添い、学習支援も通年を通して実施。

### 4. 今後のスケジュール

- ・日本語指導教室への入級と学習支援事業について、区立学校や支援協力者と連携してより効果的な活用を図る。

<b>事 業 費</b>	2,117万8千円	うち新拡分事業費	1,618万円
--------------	-----------	----------	---------

<b>事業名</b>	多文化キッズサロンの開設・運営と多文化キッズコーディネーターの配置
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援、相談支援、交流事業を一体的に行う多文化キッズサロンを開設する</li> <li>・多文化キッズコーディネーターを配置し、日本語を母語としない子どもとその家族が、母語で相談できる体制を整備する</li> <li>・学校や地域の関係機関と連携して、適切な支援につなげる</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・令和8年1月1日時点の本区における外国人人口は、38,584人で人口全体の13%に上る。
- ・日本語や日本の制度に不慣れな、日本語を母語としない児童や保護者は、必要な情報にアクセスすることが困難で、孤立しがちである。
- ・その結果、不登校や生活困窮など、問題が深刻化するケースが多く見られる。
- ・その国の文化を理解し、母語で相談できる環境や、交流するスペースが区内に不足している。

### 2. 目的

- ・外国人子育て世帯の孤立を防ぎ、地域とつながりを持ちながら、子どもも保護者も自分らしく暮らしていく環境を整備する。
- ・支援を必要としている外国籍や外国にルーツを持つ子どもとその家庭に、母国の文化を理解し、母語で相談できる体制と、学校や地域の関係機関と連携して必要な情報を届け、適切な部門につなげる体制を整備する。

### 3. 内容

- ・日本語を母語としない概ね18歳以下の子どもとその家族を対象に、学習支援・相談支援・交流事業を一体的に行う「多文化キッズサロン」を開設する。
- ・「多文化キッズコーディネーター」を配置し、コーディネーターが核となって、日本語を母語としない子どもとその保護者の様々な困りごと(学校生活や生活全般の悩み等)に寄り添い、関係機関と連携しながらアウトリーチで支援する。
- ・多文化に精通し、区内で多言語による相談、アウトリーチ支援の実績のある、民間団体等に委託して実施する。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年4月 委託契約、多文化キッズコーディネーター配置  
多文化キッズサロン開設準備
- ・令和8年5月頃 多文化キッズサロン開設予定

<b>事 業 費</b>	2,323万4千円	うち新拡分事業費	2,323万4千円
--------------	-----------	----------	-----------

事業名	初期日本語教室への補助
セールスポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語を母語とする日本語が苦手な方々のために初期日本語教室を実施し、誰もが輝ける多文化共生の一助とする</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・豊島区の外国籍等住民の割合は、令和8年1月1日時点で13%であり、23区でも新宿に次いで第2位で、年々増加傾向にある。
- ・日本語を学ぶ外国籍等区民の学習者数は、令和5年度6,204名、令和6年度6,485名と、年々増加傾向にあり、初期日本語の学習は、外国籍の方が地域社会で自立し、豊かな生活を送るための第一歩としてとても重要な役割がある。
- ・初期日本語教室の実施には専門的な知識が必要で、大学などの専門機関で実施することが望ましい。

### 2. 目的

- ・外国語を母語とする日本語が苦手な方々が、日常生活を送るために必要な日本語を学ぶ機会を提供し、地域コミュニティとのつながりづくりを支援する。

### 3. 内容

- ・大学等が実施する初期日本語教室(外国語を母語とする日本語をほとんど話せない方々のための初期集中日本語教室、自立を目指す日本語教室)に対し、補助金を交付する。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年5月～8月 初期日本語教室開催準備
- ・令和8年8月～3月 初期日本語教室実施(年6回程度)

事業費	261万円	うち新拡分事業費	261万円
-----	-------	----------	-------

<b>事業名</b>	外国人向け生活ルール等の動画の作成
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊島区区民ひろばアンバサダーキャラクターを活用し、興味をひきやすく、簡潔でわかりやすい内容とする</li> <li>・テーマや構成については、外国人の方にご協力いただき、外国人の方にしっかりと届く、効果的な内容とする</li> <li>・完成した動画は、最適なタイミングで外国人の方に見ていただけるよう仕組みづくりを行う</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・外国人の方に日々の生活の困り事について伺ったところ、「文化の違いでルールがわからず困ることがある」などのご意見があり、わかりやすく、ルールを知っていただく仕組みの構築が求められている。
- ・区が実施する「としま子ども会議」において、「多文化共生」をテーマに選んだ子どもたちから区に対し、外国人にルールを知ってもらうため、「アニメを活用した動画を作成したらどうか」という提案があった。

### 2. 目的

- ・皆が安心して快適に過ごせるよう、外国人の方(来街者含む)に、豊島区で暮らす、過ごす上で必要なルールやマナーを知ってもらうため。

### 3. 内容

- ・外国人区民(特に豊島区にこれから住み始める外国人の方)・外国人来街者向けに、豊島区で暮らす、過ごす上で、特に知っておいてほしいルールやマナーについて、テーマ(ごみ、タバコ、税・保険制度、防災等)ごとにショート動画を制作する。
- ・テーマごとに、短く簡潔にポイントのみ伝えるものと、簡潔かつ丁寧にルールを伝えるものの、2種類を制作予定。
- ・豊島区区民ひろばアンバサダーキャラクター(地域コミュニティの拠点の区民ひろばを盛り上げ、豊島区を応援するキャラクター)を活用し、興味をひきやすく、簡潔でわかりやすい内容とする。
- ・対応言語は区内に居住者の多い国の言語(中・韓・ベトナム・ミャンマー・ネパール)、に英語・やさしい日本語を加えた7言語を想定。

### 4. 今後のスケジュール(予定)

- ・令和8年4月～ テーマ・構成の検討、動画作成
- ・令和8年11月以降 完成

<b>事 業 費</b>	239万4千円	うち新拡分事業費	239万4千円
--------------	---------	----------	---------

<b>事業名</b>	池袋駅西口地区市街地再開発事業
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・池袋西口の新たな顔となる駅まち結節空間の形成</li> <li>・ウォーカブルなまちづくりを推進する都市基盤の整備、世界から人々を惹きつける都市機能の導入及び防災機能の強化や環境負荷低減による都市再生への貢献</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・本地区は、分散している駅前交通施設による駅前の歩行者空間の分断や小規模宅地の存在、建物老朽化等、上位計画に掲げる都市の形成や回遊性向上に対する課題を有している。
- ・このため、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、歩行者中心の基盤整備や文化・芸術等の育成・創造・発信・交流等の機能の充実、魅力ある商業、業務機能等を集積した拠点の形成を図る。
- ・平成27年12月に再開発準備組合設立、令和4年10月に東京圏国家戦略特別区域の東京都都市再生プロジェクトに追加、令和6年11月に都市計画決定し、再開発に向けた準備を行っている。

### 2. 目的

- ・池袋西口の新たな顔となる駅まち結節空間の形成や、ウォーカブルなまちづくりを推進する都市基盤の整備、世界から人々を惹きつける都市機能の導入及び防災機能の強化や環境負荷低減による都市再生への貢献。

### 3. 内容

- ・令和8年度は「事業計画策定に向けた基本設計」を予定している。
- ・区としても事業が着実に進むよう、支援を行っていく。
- ・事業実施に向けた地元対応及び施設・基盤計画等に対する指導・助言を行う。関係法令・要綱に基づき適切な補助金交付を行う。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和9年度 組合設立認可・事業計画認可(準備組合目標)
- ・令和12年度 権利変換計画認可・先行街区解体着手(準備組合目標)

<b>事業費</b>	13億2,683万円	うち新拡分事業費	13億2,683万円
------------	------------	----------	------------

<b>事業名</b>	池袋駅東西自由通路等まちづくり推進事業
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「池袋駅コア整備方針2024」に示す、池袋駅再生の実現に向けた検討を推進</li> <li>・池袋駅の東西を結ぶ「東西デッキ(北デッキ)」の実現に向けた概略基本設計を実施予定</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・池袋駅の再生に向けた検討は、周辺の民間都市開発の動向を踏まえた上で、鉄道事業者、地権者等とも連携しながら整備に向けた検討を進めている。
- ・令和6年2月に策定した「池袋駅コア整備方針2024」では、西口駅前の再生や駅上空に「東西デッキ(北デッキ・南デッキ)」を整備し、駅まち結節空間を通して駅の東西を結ぶことなどが示されている。
- ・令和6年11月に都市計画決定された池袋駅西口駅前の再開発事業においては、2040年代を目指に「東西デッキ(北デッキ)」の西側受口を整備することが示された。

### 2. 目的

- ・人を中心の誰もが居心地の良いまちを実現するために、池袋駅東西を結び、池袋駅とまちのつながりを強化することにより、駅から賑わいが広がる都市空間を実現する。

### 3. 内容

- ・令和8年度に「東西デッキ(北デッキ)」の線路上空部における概略基本設計を実施。
- ・この設計の実施により、「東西デッキ(北デッキ)」の整備予定位置や幅員、延長、構造の検討の他、施工方法、施工期間等の算定を予定している。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年度 線路上空の概略基本設計
- ・令和9年度～ 上記設計を経て、関係部局や関係者との協議を更に進め、必要となる関連計画の更新や都市計画手続き等を行った上で、2040年代の整備完了を目指す

<b>事 業 費</b>	1億3,563万4千円	うち新拡分事業費	1億3,563万4千円
--------------	-------------	----------	-------------

<b>事業名</b>	池袋駅東口駅前再編推進事業
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人を中心のウォーカブルなまちの実現にあたり、駅とまちをつなげ、駅から賑わいが広がる都市空間を実現</li> <li>・池袋駅東口駅前の歩行者広場(クルドサック化)の実現に向けた検討を推進</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・池袋エリアでは、Hareza 池袋周辺でのまちづくりや公園のリニューアルなどで大きくまちづくりが進み、注目を受けてきた。
- ・一方、中心である池袋駅は、鉄道事業者や隣接の商業施設など関係者も多く、人が駅からまちへ出ない「駅袋」と揶揄されるなど、再生が進まなかつたが、令和6年11月の池袋駅西口再開発事業の都市計画決定を起爆剤に、駅再生への道が開けた。
- ・令和6年2月策定の「池袋駅コア整備方針2024」に沿い、西口再開発事業での西口駅前広場等の整備を誘導していくとともに、「東西自由通路(北デッキ)」や駅とまちを結ぶ「駅まち結節空間」の実現に向けた検討を進める。
- ・さらに、池袋駅東口では、環状5の1号線整備を契機に、駅前の通過交通を抑制し、歩行者空間を拡大し歩行者優先の駅前広場の整備(クルドサック化(※))に向けた検討を進める。  
※東口駅前明治通りの通過交通を遮断し、北側と南側に袋路状(クルドサック)の交通広場を設けるとともに、歩行者空間を拡大する計画。

### 2. 目的

- ・人を中心のウォーカブルなまちの実現にあたり、駅とまちをつなげ、駅から賑わいが広がる都市空間を実現する。

### 3. 内容

- ・池袋駅東口駅前のクルドサック化の検討では、交通広場及び歩行者空間を含めた駅前広場全体の整備計画案の検討に取り組む。歩行者の状況を分析し、東口周辺道路の歩行者空間の位置、形状、大きさなどを検討する。
- ・併せて、整備計画案の実現に向けた課題の洗い出し等必要な分析を行う。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年度～ 整備計画案の検討・策定  
(環状5の1号線開通後)整備計画確定、工事着手、2040年代竣工予定

<b>事業費</b>	1,146万5千円	うち新拡分事業費	1,146万5千円
------------	-----------	----------	-----------

<b>事業名</b>	公園等の再構築
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模公園の多い豊島区の特徴を前向きに捉え、地域の多様な公園ニーズに対応するため、小規模公園等の再整備と利活用を示した豊島区公園等再構築プランを今年度に策定する</li> <li>・令和8年度は、再構築プランに基づきモデル地域の再整備の検討に着手する</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・区立公園・児童遊園は合わせて165か所あるが、そのうち小規模公園(1,000m<sup>2</sup>以下)は106か所と多く、古い遊具が残ったまま、あまり利用されていない公園がある。また、ニーズの多様化が進み、公園に対する要望や苦情も多い。
- ・各公園の用途に特色をつけ、特徴のある公園づくりを目指すため、様々な世代の意見を幅広く取り入れた豊島区公園等再構築プラン(以下、再構築プラン)を令和8年3月(予定)に策定し、魅力あふれる公園づくりを進めている。
- ・再構築プランで整えた方向性に基づき、検討を行った3つのモデル地域から公園の再整備の検討に着手する。

### 2. 目的

- ・憩い・遊び・交流など、公園の用途に特色をつけ、目的に合わせて利用できる魅力ある公園づくりを進める。

### 3. 再整備の内容

#### ① 公園の再整備

- ・検討の第一弾は、モデル地域の一つである、高松・要町・千川地域から着手。
- ・具体的な公園は、高松一丁目児童遊園の改修設計を行う。
- ・整備内容は、砂場などを整理し、のびのびと遊べるスペースの確保と、地域活動が行いやすい公園を計画。
- ・このほかに、4つの児童遊園の部分改修を実施し、機能を更新していく。

#### ② 休憩施設(ベンチ)の設置

- ・モデル地域の検討で多くいただいた意見の一つである休憩施設(ベンチ)をモデル地域の22か所の公園に設置  
※モデル地域以外の公園にも休憩施設(ベンチ)を令和9年度以降に順次設置予定。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年度～ 高松一丁目児童遊園の改修設計、部分改修公園の整備内容検討
- ・令和9年度～ 高松一丁目児童遊園の改修と、各公園の部分改修に着手  
　　高田地域の整備検討、設計に着手
- ・令和10年度～ 巣鴨・西巣鴨地域の整備検討、設計に着手

<b>事 業 費</b>	1,027万6千円	うち新拡分事業費	1,027万6千円
--------------	-----------	----------	-----------

<b>事業名</b>	高松三丁目公園の整備
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「豊島区公園等再構築プラン(以下、再構築プラン)」を踏まえて整備される初めての公園</li> <li>・再構築プランの考え方や、地域の声、ワークショップなどを基に、広場機能をメインとした公園として整備する</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・公園の少ない高松地区において、地域から令和4、5年度に公園整備要望があった。再構築プランで高松地区はモデル地区に指定されており、今年度実施したワークショップ等では、広場をメインとした憩いの場を要望する声が挙がっている。公園の機能を明確化し、公園整備を行う。

### 2. 目的

- ・公園の少ない高松地区において、地域がイベントなどで使える憩いの広場を整備するとともに、災害時における利用も考慮して整備する。

### 3. 内容

- ・「かけっこ広場」機能をメイン機能、「町会活用」・「防災機能を意識した公園」をサブ機能に整理し、広場や休憩施設の充実した公園整備を行う。
- ・中央部に地域がイベント等で活用可能な広場を設けるほか、日よけとなるパーゴラや、休憩できるベンチを設置する。

### 4. 今後のスケジュール

- |                |          |
|----------------|----------|
| ・～令和8年4月       | 設計       |
| ・令和8年7月～令和9年3月 | 整備工事(予定) |
| ・令和9年4月        | 開園       |

<b>事 業 費</b>	1億1,850万円	うち新拡分事業費	1億1,850万円
--------------	-----------	----------	-----------

<b>事業名</b>	千川中学校複合施設の整備
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区立小中学校30校中、11校目の学校改築</li> <li>・西部子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育センター（日本語指導・不登校対策支援を除く）を含む複合施設として整備する</li> <li>・学校施設と行政施設の複合化は区内初！ ※「学び舎ひいす（仮校舎）」を含めると区内2か所目</li> <li>・救援センターや防災備蓄倉庫の整備等、防災機能を強化する</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・千川中学校の改築に向け、令和2年度より学校関係者や地域住民等で構成される「千川中学校の建替え等を考える会」を設置。当初は学校施設単体での改築を検討していたが、児童発達支援センターでは専門相談の増加による施設面積の拡張が課題となっており、また、教育センターでも年齢による相談先の変更や連携した相談体制の構築が課題であり、切れ目のない支援方法を検討していた。
- ・こうした背景から、学校改築にあわせて上記2施設の複合化を検討しながら、令和4年度より設計に着手。
- ・令和6年4月に学び舎ひいす（仮校舎）へ仮移転し、令和7年3月に現校舎の解体作業が終了。
- ・令和7年度から新校舎を含む複合施設の改築工事に着手しており、開校（開設）は令和10年9月を予定。

### 2. 目的

- ・千川中学校の改築により子どもたちの教育環境の更なる充実を図るとともに、西部子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育センター（日本語指導・不登校対策支援を除く）を含む複合施設として整備することで、利便性の向上と切れ目のない支援の実現を図る。
- ・また、地域交流の場の整備や防災機能の強化により、地域住民にとっても開かれた施設とする。

### 3. 内容

- ・令和10年9月の開校（開設）を目指し、改築工事を実施。
- ・なお、工事期間中、千川中学校は学び舎ひいす（仮校舎）に仮移転している。

### 4. スケジュール

- ・令和8年度 改築工事
- ・令和10年3月 竣工
- ・令和10年9月 開設予定

<b>事業費</b>	18億8,766万7千円	うち新拡分事業費	18億8,766万7千円
------------	--------------	----------	--------------

<b>事業名</b>	朋有小学校・西巣鴨中学校校舎一体型小中連携校と総合体育場の整備
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内初の学校施設、体育施設の複合施設</li> <li>・区内2か所目の校舎一体型小中連携校</li> <li>・同一中学校ブロックの巣鴨小を含め、9年間を通した児童・生徒や教員同士の連携等により、小から中への円滑な接続・異学年との多様な交流・生活指導の徹底・教員の指導力向上等の実現を図る</li> <li>・複合施設であることを活かし、相互利用等についても検討する</li> </ul>

<b>事業の内容</b>	
<b>1. 事業実施に至った経緯、背景など</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朋有小学校・西巣鴨中学校のエリアでは、近隣に仮校舎地として活用可能な区有地が無く、学校改築計画が立たない状況が続いてきた。</li> <li>・このような中、朋有小学校は近年児童数が増加しており、校舎内の配置転換や令和7年度中には敷地内に2階建ての仮設校舎を建設するなど教室数の確保に努めているものの、今後も学区内の再開発等により児童数の更なる増加が見込まれることから、抜本的な対応が必要となっている。また、朋有小学校に隣接する総合体育場の管理棟等も老朽化が進んでおり、施設全体として早急に対策を講じる必要があることに加え、近隣の西巣鴨中学校も老朽化が進んでおり、巣鴨小学校など東部地域全体の学校改築についても見通しが立たない状況である。</li> <li>・上記課題の解決を図るため、令和6年第2回定例会にて「新たな学校改築方針」として総合体育場用地を活用した朋有小学校・西巣鴨中学校の校舎一体型小中連携校の整備方針を示し、令和6年第4回定例会にてその具体的なスケジュールを示した。</li> <li>・令和7年度から学校関係者やスポーツ関係者、地域住民等で構成される「考える会」を設置し、整備に向けた検討を進めている。</li> </ul>
<b>2. 目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した校舎と総合体育場を一体的に改築することにより、児童・生徒の教育環境のより一層の向上や地域住民の日常的なスポーツ活動の促進等を図る。</li> </ul>
<b>3. 内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「考える会」における意見等を踏まえて策定する新しい施設に係る基本構想・基本計画を基に、朋有小学校・西巣鴨中学校校舎一体型小中連携校と総合体育場の設計を開始する。</li> </ul>
<b>4. スケジュール</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度～ 基本構想・基本計画を基に設計</li> <li>・令和12年度 連携校及び野球場以外のスポーツ施設の工事着手</li> <li>・令和16年度 開校(開設)</li> <li>・令和17年度 朋有小跡地に野球場を整備</li> <li>・令和18年度 開設</li> </ul>

<b>事 業 費</b>	7,630万4千円	うち新拡分事業費	7,630万4千円
--------------	-----------	----------	-----------

<b>事業名</b>	駒込地区仮校舎の整備及び駒込中学校の改築
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者から土地を賃借し、駒込地域3校の学校改築時に利用する仮校舎を整備</li> <li>・民間事業者からの土地賃貸借による仮校舎整備は豊島区初であり、23区でも例は少ない</li> </ul>

<b>事業の内容</b>		
<b>1. 事業実施に至った経緯、背景など</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駒込地域には学校改築時に利用可能な仮校舎の適地がなかったが、民間事業者(日本郵船株式会社)との協議により、駒込小学校の隣地(旧駒込フラット／公簿地積 3,437.22 m<sup>2</sup>)を令和7年度から20年間、定期借地権により賃借できることとなった。当該用地を活用することより、隣接する駒込小学校に加え、近隣の駒込中学校や仰高小学校を含めた駒込地域3校の学校改築が可能となる。</li> <li>・令和6年第2回定例会にて「新たな学校改築方針」として民有地を活用した駒込地域3校の学校改築について示し、令和6年第4回定例会にてその具体的スケジュールを示した。令和7年度から「駒込中学校の建替え等を考える会」を立ち上げ、地域住民の参画のもと駒込中学校改築の検討を進めている。</li> </ul>	
<b>2. 目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊島区の小・中学校は敷地面積が小さく、改築工事の際、敷地内に仮校舎を設けることができないため、校地近傍の敷地外に仮校舎地を設ける必要がある。民間事業者から土地を賃借し、仮校舎を整備することで、駒込中学校を皮切りに駒込地域3校の学校改築を進めていく。</li> </ul>	
<b>3. 内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駒込小学校隣地の賃料を支払うとともに、大和リース株式会社と締結した賃貸借契約(リース契約)により、学校改築の際に利用する仮校舎施設を令和10年度までに整備する(既存建物の解体を含む)。</li> <li>・仮校舎には小・中学校の教育課程で必要となる諸室や自校調理が可能な給食室を整備するほか、エレベーターの設置などによりバリアフリー環境を整えるとともに、非常用発電など防災拠点として必要となる諸機能も整備する。</li> <li>・令和7年度から既存建物の解体工事に着手しており、令和8年度からは仮校舎整備工事を開始するとともに、令和8年度に考える会による提言書を取りまとめ、これをもとに改築の基本構想や基本計画を策定する。</li> </ul>	
<b>4. スケジュール</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度 仮校舎整備着手(令和11年度開設予定)</li> <li>・令和11年度 駒込中学校の改築工事着手(令和15年度開設予定)</li> <li>・令和16年度 駒込小学校の改築工事着手(令和20年度開設予定)</li> <li>・令和21年度 仰高小学校の改築工事着手(令和25年度開設予定)</li> </ul>	

<b>事 業 費</b>	2 億 917 万 3 千円	うち新拡分事業費	2 億 917 万 3 千円
--------------	----------------	----------	----------------

<b>事業名</b>	重度障害者グループホーム等複合施設の整備
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の「親なき後の住まい」となる「重度障害にも対応できるグループホーム」を、区有地を活用して、民設民営で整備する</li> <li>・グループホームのみならず、ニーズの高いサービスを付加した、多機能型の複合施設としての整備を検討する</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・障害者及び介護者の高齢化の進行等により、「親なき後の住まい」は喫緊の課題となっている。
- ・重度障害者対応のグループホームは現在区内に1カ所(区有地を活用した民設民営の niima[ニーマ]:定員15名)のみで既に満床である。
- ・整備・運用コストや人材確保がネックとなり、民間による新たな施設整備は進んでいない。
- ・重度障害者対応のグループホームは、障害者や関係団体から毎年設置要望のある待望の施設。

### 2. 目的

- ・重度障害者やその介護者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための基盤整備をするため。

### 3. 内容

- ・重度障害者グループホームを区有地である旧高松第一保育園跡地(住所:高松3-10-7、敷地面積は約920m<sup>2</sup>)の活用(定期借地)により整備する。
- ・グループホームの定員は20名予定。
- ・整備にあたっては、グループホームのみならず、ニーズの高いサービスや、防災・地域交流面の機能等を付加した、多機能型の複合施設としての可能性を含めて検討する。
- ・整備手法は、民設民営とする。

### 4. 今後のスケジュール

- |            |                                       |
|------------|---------------------------------------|
| ・令和8年度     | 旧保育園舎の解体に係る事前調査・設計、土地の測量・不動産評価、事業者の公募 |
| ・令和9年度     | 旧保育園舎の解体、事業者による設計                     |
| ・令和10年度    | 建設着工                                  |
| ・令和11~12年度 | 建設                                    |
| ・令和13年度    | 開設                                    |

※工期や開設の時期等は事業者の建設計画により変更となる可能性あり

<b>事業費</b>	990万6千円	うち新拡分事業費	990万6千円
------------	---------	----------	---------

<b>事業名</b>	児童養護施設の誘致
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和13年度の開設を目指し、民設民営の児童養護施設誘致を進める</li> <li>・多機能型児童養護施設の誘致に向けた候補地の境界確定及び施設の基本情報や仕様の検討を行う</li> <li>・西部子ども家庭支援センター移転後の跡地を活用し、事業者公募による整備を行う</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・児童養護施設については、令和7年1月、豊島区児童福祉審議会から「多機能型児童養護施設を区内に整備することが望ましいと考えられる」との答申を受け、施設誘致に向けて検討を進めてきた。
- ・令和7年6月以降、豊島区児童養護施設等の誘致に関する検討会議を立ち上げ、事業者ヒアリングや候補地検討等を行い、区内への児童養護施設の誘致に向けて具体的な課題を整理している。
- ・西部子ども家庭支援センター移転後の跡地を候補地(住所:千早4-6-14)として民設民営の児童養護施設を誘致し、可能な限り区内で子どもを育める体制を構築する。

### 2. 目的

- ・多機能型児童養護施設を整備することにより、区内における社会的養育を充実させるため。

### 3. 内容

- ・候補地の境界確定及び施設の基本情報や仕様の検討を行う。
- ・業者選定委員会の設置準備を進める。
- ・地域における施設養護や家庭支援ニーズに対応可能な児童養護施設を整備する。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年度 候補地の境界確定・近隣住民等への説明
- ・令和9年1月 豊島区児童福祉審議会への報告
- ・令和9年度 施設運営事業者の公募・選定
- ・令和10~12年 設計・既存施設の解体・着工
- ・令和13年 多機能型児童養護施設開設

<b>事 業 費</b>	278万3千円	うち新拡分事業費	278万3千円
--------------	---------	----------	---------

<b>事業名</b>	千早図書館の改築
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩き回りながら新たな本と出会える階段書架を設置する</li> <li>・多くの閲覧席やカフェを設置し、利用者が心地よく長時間滞在できる場を創出する</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・昭和46年に、区内3番目の図書館としてオープンして以来54年が経過し、施設の老朽化が激しいため、千早図書館の改築を行う。
- ・令和8年3月16日から改修工事により休館し、令和10年9月に竣工予定。開館準備期間を経て、令和10年12月初旬にリニューアルオープンを予定。
- ・図書館の休館期間中は、旧千早地区保育所仮園舎に臨時窓口を開設し、予約資料の受渡などのサービスを行う。

### 2. 目的

- ・図書館機能の強化、読書以外の利用目的拡充等を図り、地域コミュニティの交流や「居場所」としての空間づくりを目指す。

### 3. 内容

- ・「家庭、学校、職場とは異なる、ほっとできる「居場所」としての空間づくり」をコンセプトに改築を行う。
- ・豊島区図書館基本計画にある「居場所、交流、創造の場としての図書館」を実現するため、静寂読書室など一部の区画を除き、各フロアを会話自由な空間として整備する。
- ・学習環境などが困難な子ども・若者などに対し「遊び」と「学び」を通して支援できる図書館とする。
- ・障害の有無などに関わらず、全ての利用者にとってわかりやすいサイン・照明等を採用する。
- ・多様な閲覧席やカフェを設け、利用者が心地よく長時間滞在できる図書館とする。
- ・子どもがわくわくしながら本と出会えるような、子ども視線のスペースを設ける。
- ・国籍や母語の違いに関わらず楽しめる資料を導入するなど、多様性・包摶性のある図書館にする。

### 4. 今後のスケジュール

#### 【工事期間】

- ・令和8年6月～令和9年1月 解体工事
- ・令和9年4月～令和10年9月 新築工事
- ・令和10年12月 開館

【臨時窓口開設】：旧千早地区保育所仮園舎(千早 3-13-8) ※千早図書館から徒歩5分程度

- ・令和8年4月から令和10年11月まで

<b>事業費</b>	1億4,629万6千円	うち新拡分事業費	1億4,629万6千円
------------	-------------	----------	-------------

<b>事業名</b>	区立舞台芸術交流センターの劇場舞台装置等の更新
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2か年にかけて豊島区立舞台芸術交流センター内にある劇場の舞台吊物機構、照明、音響機器を更新する</li> <li>・「文化鑑賞機会や文化活動の裾野の拡大」の実現の場の一つとして、安定した施設運営を目指す</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・平成19年に開館した当センターは、劇場と会議室があり、施設の貸出および区や指定管理者による公演・ワークショップ事業などを実施してきた。
- ・開館から18年が経過し、劇場においては経年劣化による機器の不具合が出始めている。機器の故障による突発的な事故や休演に伴う補償問題が懸念される。

### 2. 目的

- ・機器の故障による事故や休演を未然に防ぎ、安定した施設運営を確保するため。

### 3. 内容

- ・舞台吊物機構、照明、音響機器の更新に向けた準備を行う。

**【更新予定機材】**

舞台吊物機構	ワイヤ滑車、電動機・減速機、幕地
照明	演出照明(調光盤や操作卓など)、客席ライトの LED 化
音響	スピーカー、アンプ

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年度 改修準備、契約締結
- ・令和9年度 改修期間  
改修完了後、習熟期間を経て再開

<b>事業費</b>	1億 4,462 万5千円	<b>うち新拡分事業費</b>	1億 4,462 万5千円
------------	---------------	-----------------	---------------

<b>事業名</b>	フリーアドレスに対応した庁舎オフィス改革
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフィス空間のリニューアルにより執務室環境を改善する</li> <li>・職員の生産性を高めるとともに効率的な行政運営を目指す</li> <li>・将来的な区民サービス向上への好循環を生み出す</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・新庁舎移転後10年目を迎え、行政に求められるサービスの多様化、デジタル技術の進展等、社会情勢が大きく変化しており、移転当時と比べると業務量や人員も増加し、会議室や執務室、ロッカーの不足などの課題が顕在化している。また、毎年度行われる組織改正や人事異動により、執務室等のレイアウト費用も年々増加している状況にある。
- ・今後も変化し続ける行政ニーズと需要に継続的かつ柔軟に対応するには、クリアデスク、フリーアドレスに対応した、移転当時のコンセプトでもある「ユニバーサルレイアウト」に立ち返って、組織改正にも柔軟に対応でき、効率的かつ機能的なオフィス空間を実現する必要がある。

### 2. 目的

- ・職場環境を改善することで、職員の生産性向上やコミュニケーションの活性化等の有効活用を目指す。また、毎年度末の組織改正や人事異動に伴うレイアウト変更コストを抑えた効率的な行政運営を実現し、区民サービスの更なる向上につなげる。

### 3. 内容

- ・令和8年度中に政策経営部の一部の部署で「オフィスリニューアル」を行い、オフィス改革のトライアルを行う。
- ・「課長席の廃止」「デスクワゴンの廃止」「フリーアドレス化」などを政策経営部の一部の部署で試験的に導入し、その効果を検証する。
- ・トライアル実施後、関係部署の職員へアンケート調査を実施し、前後比較による効果を検証する。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年5～7月 オフィス環境改善のための什器類購入を含めたオフィスリニューアルの実施
- ・令和8年8～9月 オフィスリニューアル実施部署でのトライアル検証
- ・令和8年 10月 トライアル検証の結果を踏まえ、次年度の全庁展開への方向性を検討

<b>事 業 費</b>	1,023万6千円	うち新拡分事業費	1,023万6千円
--------------	-----------	----------	-----------

<b>事業名</b>	AIアプリを活用した業務変革
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より高度なAIサービスを導入し、庁内事務でのAI活用を加速化する</li> <li>・紙の申請書類等の処理にもAIを活用することで事務処理を省力化する</li> </ul>

<b>事業の内容</b>	
<b>1. 事業実施に至った経緯、背景など</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度より生成AI「zevo(ゼヴォ)」の利用を開始。これまでに文書の生成・要約、企画のアイデア出しなどで活用が進んでいる。</li> <li>・生成AIの活用が進むにつれて、業務の性質などにより、より高度で多様な用途に対応できるAIの導入を求める声が庁内で寄せられていた。</li> <li>・窓口職場等では依然として、紙による申請書類の処理等に膨大な労力と時間を要しており、業務の効率化・省力化のためにはこうした処理の自動化が喫緊の課題となっていた。</li> </ul>
<b>2. 目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度に各部局に創設予定のDXアンバサダー(仮称)など、庁内でAI活用の推進役を期待される職員に、より高度なAIサービスの利用ライセンスを付与し、AIを活用した各部局でのBPR(業務再構築)を推進する。</li> <li>・窓口事務等での省力化を実現するため、AIを活用した文字認識・読み取りサービスを導入する。</li> </ul>
<b>3. 内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が行う定型業務をAIによる自動処理に置き換えるとともに、統計情報の分析や計画策定の支援など、高度な業務についてもAI活用を進めるため、新たなAIサービスを導入する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①GovTech(ガブテック)東京が提供する生成AI「Dify(ディフィ)」の庁内活用を進め、複数の処理が組み合わされたプロセスを自動で実行するなど、より複雑な業務プロセスにおけるAI活用を進めていく。</li> <li>②Microsoft社が提供する生成AI「Copilot(コパイロット)」を活用し、業務で使用するOffice製品や庁内の業務データとスムーズに連携した形でのAI活用を実証していく。</li> <li>③窓口事務等で職員が申請書類から必要な情報をシステムに転記している作業等について、AI-OCR(AIでの文字認識・読み取りサービス)を導入することで、申請書類の読み取りからデータ化までの工程を自動化する。</li> </ul> </li> </ul>
<b>4. 今後のスケジュール</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年4月～ 順次各サービスの運用を開始</li> </ul>

<b>事業費</b>	496万円	うち新拡分事業費	364万円
------------	-------	----------	-------

<b>事業名</b>	窓口等での AI 活用
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の内部業務に留まっていた AI の活用を、来庁者との接点となる庁舎総合案内にも拡大する</li> <li>・手続き窓口における業務の省力化と将来的な無人対応も見据えた実証を展開する</li> <li>・AI を活用したサービスにより、窓口での来庁者と職員とのコミュニケーションを円滑化する</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・区では、重点施策である「来庁不要区役所」の実現のため、行政手続きのオンライン化を推進している。この取組みと併せて、来庁者の待ち時間等の負担を軽減するための取組みとして、「書かない」「待たない」窓口の実現に向けた検討を進めており、その一環として、AIなど最新技術を活用した窓口対応について検証を進める必要があった。
- ・外国人や障害を有する方等、窓口での職員との会話に難しさを感じている方々について、やり取りをサポートするサービス等の導入の必要性について窓口職場で検討が進められてきた。

### 2. 目的

- ・手続き窓口等での将来的な AI 活用の実現に向け、庁舎総合案内にて AI による無人対応を実証する。
- ・窓口ディスプレイでの文字投影サービスを導入することで、外国人や障害を有する方等と窓口職員とのコミュニケーションを円滑化する。

### 3. 内容

- ・区役所本庁舎 1 階の総合案内において、AI アバター等を活用した案内端末を導入し、庁舎案内や手続き案内の業務省力化を図る。初年度は有人での案内と並行して無人端末の運用を実証し、実証の結果が十分であれば総合案内の完全無人対応や手続き窓口での AI 活用の実現について検討を進めていく。
- ・職員と来庁者の会話の内容が窓口のディスプレイに文字で投影されるシステムを導入する。文字情報が投影されることで、高齢者や障害を有する方等の会話が聞き取りづらい状況の解消を図る他、翻訳機能も活用することで、外国人による手続きの円滑化も図っていく。

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和 8 年 4 月～ 総合案内での無人端末 事業者選定  
窓口投影ディスプレイ 事業者選定
- ・令和 8 年 5 月～ 無人端末構築
- ・令和 8 年 6 月～ 窓口投影ディスプレイ 運用開始
- 令和 8 年 10 月～ 庁舎総合案内で無人端末の運用開始

<b>事 業 費</b>	400万円	うち新拡分事業費	400 万円
--------------	-------	----------	--------

事業名	電話自動録音機能の導入
セールスポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都のカスタマー・ハラスメント防止条例の制定を受け、区も事業者として職員を守るために必要な対策を実行する</li> <li>・職員の負担が大きい電話対応におけるカスタマーハラスメント(以下、カスハラ)について、自動アナウンスと自動録音で被害を事前に抑止する</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・昨年度、庁内に設置したカスハラ対策 PTにおいて、庁内における様々なカスハラ被害に対する対応方針を検討し、その方針をカスハラ対応マニュアルとして整備。
- ・電話対応におけるカスハラについては、一部の課で手動により録音を実施する運用が行われていたが、会話の中で職員自らが録音することは職員にとっても負担が大きく、自動録音などより実効的な対策を求める声が多数寄せられていた。

### 2. 目的

- ・職員にとって心理的な負担が大きい電話対応におけるカスハラについて、被害の抑止と証拠の保全を図るため。
- ・職員の心身の負担を軽減することと併せ、区民等からの電話に対して、これまで以上に適切に対応できるようにする。

### 3. 内容

- ・本庁舎等への全ての着信通話において、通話を録音する旨の自動アナウンスを行った後、通話を自動で録音する機能を導入する(一部対象外施設あり)。
- ・録音データはセキュリティが確保された環境で一定期間保存し、必要であれば、その後の対応の際に証拠として活用する。

#### 【導入予定施設等】

区役所本庁舎、豊島区保健所、区役所代表コールセンター等

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年4月～ 録音機能の構築
- ・令和8年10月～ 録音機能の運用開始(予定)

事業費	3,717万1千円	うち新拡分事業費	3,717万1千円
-----	-----------	----------	-----------

<b>事業名</b>	としま賃上げ促進支援金の支給
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年4月1日から令和8年12月15日までに、従業員の基本給を3%以上引き上げた中小企業に対し、従業員1人あたり5万円(1事業者上限50万円)を支給する</li> <li>オンライン申請を導入し、従来の補助金と比べて、事業者の負担を軽減する</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- 令和4年度の実態調査によると、区内の半数以上の事業者が「人員の不足がある」と回答し、人材確保に苦慮している状況である。
- 近年、毎年最低賃金が引き上げられており、中小企業は物価高騰の中、賃上げにも対応しなければならない厳しい経営環境におかれている。
- 令和7年11月に閣議決定した総合経済対策の中では、重点支援地方交付金を拡充し、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備に向けた取り組みを強化していくこととされている。

### 2. 目的

- 区内中小企業・小規模事業者の継続的な賃上げを促進し、優秀な人材の確保と定着を図る。

### 3. 内容

- 令和8年4月1日から令和8年12月15日までの間に、前月比で基本給を3%以上引き上げた事業者に対し、引き上げた従業員1人あたり5万円を支給する。1事業者50万円を支給上限とする。
- 支給対象となる従業員は、週20時間以上の勤務実績があるもの。
- 提出書類のうち、労働条件通知書または雇用契約書の写し等にて、契約上の労働時間と基本給を確認し、賃金台帳等にて、実際の労働時間と支払われた基本給を確認する。
- 申請は、原則として事業者の負担を軽減するためオンライン申請とし、令和8年4月～12月末まで受付を行う。

### 4. 今後のスケジュール

- 令和8年3月 周知広報
- 令和8年4月 申請受付開始
- 令和8年12月末 受付終了

※令和8年第1回区議会定例会に補正予算案として計上予定

<b>事 業 費</b>	4 億 1,121 万円	<b>うち補正予算事業費</b>	4 億 1,121 万円
--------------	--------------	------------------	--------------

事業名	人材確保支援金・訪問介護支援金の支給(介護サービス事業所)
セールスポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材不足や介護報酬改定により、経営が厳しい介護サービス事業所に対し、国の制度を待たず、区が独自支援を行う</li> </ul>

事業の内容											
<b>1. 事業実施に至った経緯、背景など</b>											
<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉サービスへのニーズが高まる一方で、介護サービス事業所は人材不足・人件費の高騰等により、経営環境は極めて厳しい状況にある。特に訪問介護事業所は、令和6年度の報酬改定により基本報酬が引き下げられ、事業継続が危ぶまれる状況となっている。こうした中、緊急的かつ時限的な対応として、介護サービス事業所に対する支援が必要であると判断し、区独自の支援金を支給することとした。</li> </ul>											
<b>2. 目的</b>											
<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービス事業所の人材の確保等を支援するとともに、訪問介護報酬の減額を緩和し、事業所の経営の安定化を図ることで、区内に必要な介護サービスの提供体制を維持する。</li> </ul>											
<b>3. 内容</b>											
<p>①人材確保支援金:介護人材の確保等を支援するための支援金を支給</p> <p>②訪問介護支援金:訪問介護報酬引き下げの影響を緩和するための支援金を支給(①に上乗せ)</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支援金の種別</th> <th>対象</th> <th>支援金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人材確保支援金</td> <td>通所・入所・訪問系事業所</td> <td>1事業所あたり 150,000 円</td> </tr> <tr> <td>訪問介護支援金</td> <td>訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護事業所</td> <td>1事業所あたり 530,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			支援金の種別	対象	支援金額	人材確保支援金	通所・入所・訪問系事業所	1事業所あたり 150,000 円	訪問介護支援金	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護事業所	1事業所あたり 530,000 円
支援金の種別	対象	支援金額									
人材確保支援金	通所・入所・訪問系事業所	1事業所あたり 150,000 円									
訪問介護支援金	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護事業所	1事業所あたり 530,000 円									
<b>【対象】</b>											
<p>①人材確保支援金:区内介護サービス事業所315事業所</p> <p>②訪問介護支援金:区内訪問介護所等73事業所</p>											
<b>4. 今後のスケジュール</b>											
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年3月下旬 事前通知</li> <li>令和8年5月上旬 申請受付</li> <li>令和8年7月中旬 支援金支給</li> </ul>											
※令和8年第1回区議会定例会に補正予算案として計上予定											

事業費	8,602万円	うち補正予算事業費	8,602万円
-----	---------	-----------	---------

<b>事業名</b>	人材確保支援金の支給(障害福祉サービス事業所)
<b>セールスポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業所の経営にとって要となる「人材の確保」を支援するため、区独自の支援金を支給する</li> <li>・区内のすべての障害福祉サービス事業所を対象とした支援を実施する</li> </ul>

## 事業の内容

### 1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・障害福祉サービス事業者の経営環境は近年厳しさを増しており、令和6年の国内障害福祉サービス事業者の倒産・休廃業件数は過去最多となっている。
- ・昨年11月に実施した豊島区障害者実態意向調査では、運営上の課題として、区内事業所の約65%が「職員の確保」を挙げている。
- ・こうした中、緊急的かつ時限的な対応として、障害福祉サービス事業所の事業継続に対する支援が必要と判断した。

### 2. 目的

- ・人材確保に必要な支援を行い、区民に必要な障害福祉サービスを継続的に提供する。

### 3. 内容

- ・事業者の経営安定化に資する、人材確保を目的とした区独自の支援金を支給する(1事業所あたり15万円)。
- ・対象：区内障害福祉サービス事業所(289事業所)
  - └ 生活介護、児童発達支援や地域活動支援センターなど通所系事業所が98か所
  - グループホームなど入所系事業所が31か所
  - 居宅系や相談支援などが160か所

### 4. 今後のスケジュール

- ・令和8年3月下旬 事前通知
  - 5月上旬 通知文・ホームページで事業内容・申請書様式等周知、支援金申請受付開始
  - 6月中旬 支援金申請締切
  - 7月中旬 支援金支給

※令和8年第1回区議会定例会に補正予算案として計上予定

<b>事 業 費</b>	4,339 万3千円	うち補正予算事業費	4,339 万3千円
--------------	------------	-----------	------------